



神奈川県

KANAGAWA

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

資料 4-2

神奈川県地域福祉支援計画

[第5期]

[2023（令和5）年度～2026（令和8）年度]

素案（案）

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨等

(1) 計画改定の趣旨

神奈川県地域福祉支援計画は、「ともに生き、支え合う社会」の実現を目指す地域福祉の推進のために「かながわ高齢者保健福祉計画^(※)」や「神奈川県障がい福祉計画^(※)」その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を示した計画です。

前計画である第4期計画は、平成30年度から令和2年度を計画期間としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により計画改定を延期したことから、令和3年度及び4年度も第4期計画の施策を引き続き展開してきました。

本計画は、第4期計画の成果や課題、また、地域福祉を取り巻く社会環境の変化や新たな課題、さらには、新型コロナウイルス感染症による地域福祉の変化やコロナ禍での新たな取組等を踏まえ、「神奈川県地域福祉支援計画〔第5期〕」として策定します。

また、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、市町村における包括的な支援体制^(※)の整備への支援などの対策等について盛り込むこととし、「地域共生社会」の実現に向けて様々な施策を展開します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り^(※)」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

改定に当たっての現行計画（第4期）の評価

1 ひとづくり

- 「ともに生き、支え合う社会」を実現するための意識の醸成と教育を着実に進める必要があります。
- 地域福祉の担い手養成については、市町村の包括的支援体制の構築をより一層進めるための人材育成を支援するとともに、幅広い層を対象とした関係機関同士が連携できるような研修を実施する必要があります。
- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、福祉介護人材の一層の確保・定着が喫緊の課題となっています。

2 地域（まち）づくり

- 民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民がより支え合い等の活動をしやすい環境づくりとともに、外国籍県民等^(※)の暮らしやすさを支援する幅広い取組を継続していく必要があります。
- バリアフリーの街づくりに向けて、継続的な普及・啓発や研修等を実施するとともに、視覚障がい者や聴覚障がい者等当事者の意向を尊重した情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。
- 災害時に要配慮者が適切な避難及び避難生活が送れるよう、個別避難計画の作成や福祉避難所の開設運営等について市町村を後押しするとともに、市町村と連携した支援体制を強化する必要があります。

3 しくみづくり

- 市町村による包括的支援体制の構築が進むよう、市町村間のネットワーク構築や研修実施、市町村個々の実情に沿った取組を支援するとともに、各福祉制度の狭間にある課題への対策を進める必要があります。
- 虐待や自殺の未然防止や早期発見に向けた取組や連携強化、成年後見制度の利用促進に関する市町村支援、誰もがいきいきと暮らすことができるための総合的な支援等を実施する必要があります。
- 生活困窮者の自立に向けた相談体制の確保やより当事者に寄り添った継続的・伴走的な支援とともに、子どもの貧困対策や罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援が必要です。

(2) 計画の性格

ア 法的位置付け

社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成に資するために、広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画です。

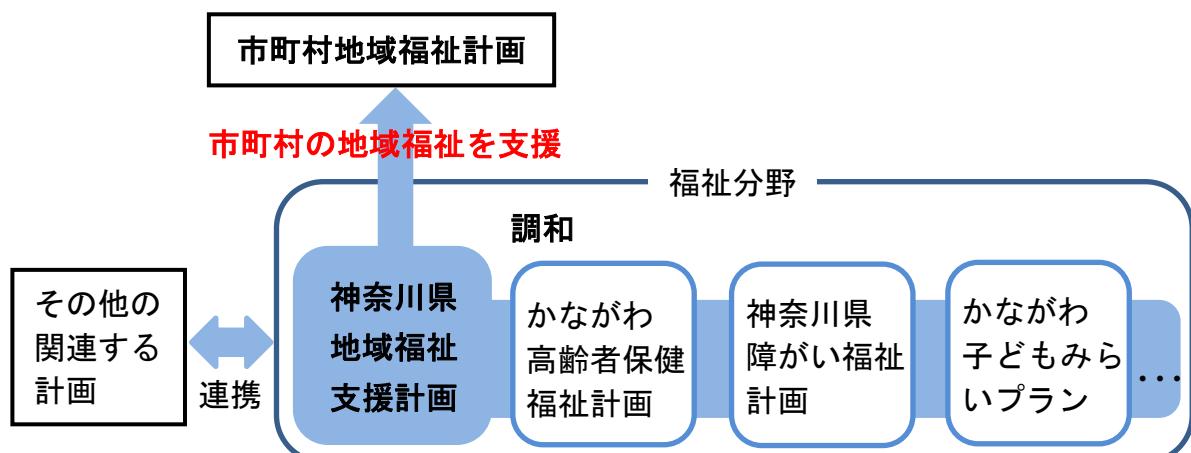
イ 他の個別計画との関係

「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県障がい福祉計画」、「かながわ子どもみらいプラン^(※)」その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を盛り込みます。

【関係する主な計画】

- ・かながわ子どもみらいプラン
- ・神奈川県子どもの貧困対策推進計画
- ・神奈川県保健医療計画
- ・かながわ健康プラン21
- ・かながわ自殺対策計画
- ・かながわ高齢者保健福祉計画
- ・かながわ障害者計画^(※)
- ・神奈川県障がい福祉計画
- ・神奈川県高齢者居住安定確保計画
- ・かながわ教育ビジョン 等

地域福祉支援計画と各計画との関係イメージ



(3) 計画の基本目標

**誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現
～誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり～**

本計画では、これまでの計画を継承し、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標として掲げます。

2016（平成28）年7月「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、同年10月に県議会とともに定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念と合致する改定計画の基本目標を実現するため、共生社会を目指す意識の醸成に引き続き取り組みます。

また、2022（令和4）年10月に公布した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨を踏まえるとともに、当事者目線の考え方を障がい福祉だけでなく、地域福祉においても同様に展開していくものとし、これまで以上に当事者の目線に立った地域福祉を担う人材の育成や個人の尊厳を尊重する取組を進めます。

さらに、本県では、誰もがいつまでも元気でいきいきとした生活が送れるよう、未病改善の取組を引き続き進めます。

本計画では、誰もが住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮らせる地域共生社会づくりを目指すことを明確にするため、「誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を副題として取り組みます。

なお、2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals＝略称SDGs）が記載され、17のゴールが掲げられています。本計画が目指す、

「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」と関連の強いゴールが含まれることから、本計画の推進に当たっては、SDGsの趣旨を踏まえて取り組みます。



(4) 計画の期間

2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間とします。

2 「地域福祉」に関する県の考え方

本県では、これまで、2002（平成14）年に定めた「地域福祉の推進について（基本指針）」に基づき、地域福祉に関する考え方や推進方策等について整理してきました。

現在、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要になっています。

また、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは解決が難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制^(※)を整備することが求められています。

さらに、平均寿命が延び、人生100歳時代を迎える中では、一人ひとりが自分自身のライフデザインを描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現していくことが重要になっています。

今回、計画改定に当たっては、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、「地域共生社会の実現」の考え方や「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念、また、社会福祉法の改正等を踏まえ、次のとおり「地域福祉」に関する県の考え方を整理します。

（1）「地域福祉」とは

2000（平成12）年に施行された社会福祉法では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされ、個人の自立した生活を総合的に支援していくために「地域福祉の推進」が位置付けられました。

また、2018（平成30）年4月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民や社会福祉に関わる者は、福祉サービスを必要とする人のみならず、その世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労や教育に関する課題や、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの課題（地域生活課題）を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図ることとされました。

さらに、2021（令和3）年4月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならないとされました。

県において「地域福祉」とは、誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO^(※)活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金^(※)、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくことであると考えます。

そうした社会を実現するためには、地域の皆さんのが主役の地域づくり、すなわち、一人ひとりが地域社会を担う一員として、「他人事」を「我が事」として、地域について考え、自分や家族が暮らしたい地域づくりや、地域で困っている課題を解決したいという気持ちをもって、主体的、積極的に参画していくことが大切です。

また、地域の誰もが「支え手」にも「受け手」にもなることを自覚し、「支え手」「受け手」の関係を超えて、互いに支え合いながら、これまで以上に主体的に自分らしく活躍できる地域共生社会づくりへ関わっていくことが大切です。

(2) 「地域福祉の対象者」とは

県において「地域福祉の対象者」とは、すべての人々であると考えます。支援が必要な高齢者や障がいのある本人及び家族、社会的孤立を感じがちな子育て中の親、国籍や言葉の壁、文化や宗教の相違により生活課題を抱える外国籍県民、学校や地域に居場所がなく「さまよう若者」、ホームレスなど、こうした人々は国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者であると考えます。また、ボランティアなどの活動を行う地域住民等いわゆる福祉サービスを必要としない人々も地域福祉の対象者であると考えます。

(3) 「地域福祉の担い手」とは

県において「地域福祉の担い手」とは、「支え手」「受け手」の関係を超えて、すべての人々及びその集合であると考えます。地域福祉を推進していくためには、障がいのある方や生活に困窮している人なども含めて、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要です。

地域住民、自治会、学校、行政、社会福祉協議会^(※)、NPO法人等非営利団体、企業等営利団体、ボランティア、民生委員・児童委員、里親、社会福祉施設^(※)等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる個人・団体が地域福祉の担い手です。

さらに、まちづくりという視点から、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と広く連携を図っていくことも必要です。

それぞれの担い手が、地域福祉の大きな推進力となるためには、次のようなことが求められます。

- ① 地域で暮らす一人ひとりは、地域社会の一員としての自覚と責任を持って主体的に地域に関わっていくこと
 - ② 地域で活動をしている多様な団体は、それぞれの特性や持つ資源を活かしながら、積極的に地域と関わり互いに連携していくこと
 - ③ 社会福祉施設や福祉関係事業者は、地域の構成員としての自覚と責任を持ってサービスを提供していくこと
- そして、それらの担い手が協働・連携していくことが重要です。

なお、社会福祉法人は、地域での社会貢献を通じて、地域福祉の推進に寄与しており、福祉ニーズが複雑・多様化する中で創意工夫をこらしたり、他の事業主

体では対応が困難なニーズに応えるなど、地域福祉の中核的な担い手として不可欠な存在となっています。

(4) 市町村及び県の役割

地方公共団体である市町村及び県は、社会福祉法第6条で、「社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」と定められています。また、2021（令和3年）年4月施行の社会福祉法の改正により、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。」とされました。

市町村は、地域福祉の直接的な推進者として、地域の中にあって地域住民の参画を得ながら、それぞれの地域の実情や課題を把握し、関係機関と連携して地域の課題に対応する役割を担っています。また、包括的支援体制^(※)の整備として、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備や、地域住民の相談を受け止める場の整備、さらに多機関の協働による相談支援体制を構築する役割を担っています。

県は、広域自治体として、広域性、専門性、先駆性などの視点から、市町村と対等・協力関係の下、市町村や地域福祉を担う様々な主体を支援する役割を担っています。また、市町村の行う包括的な支援体制^(※)の整備に対して、国とともに支援する役割を担っています。

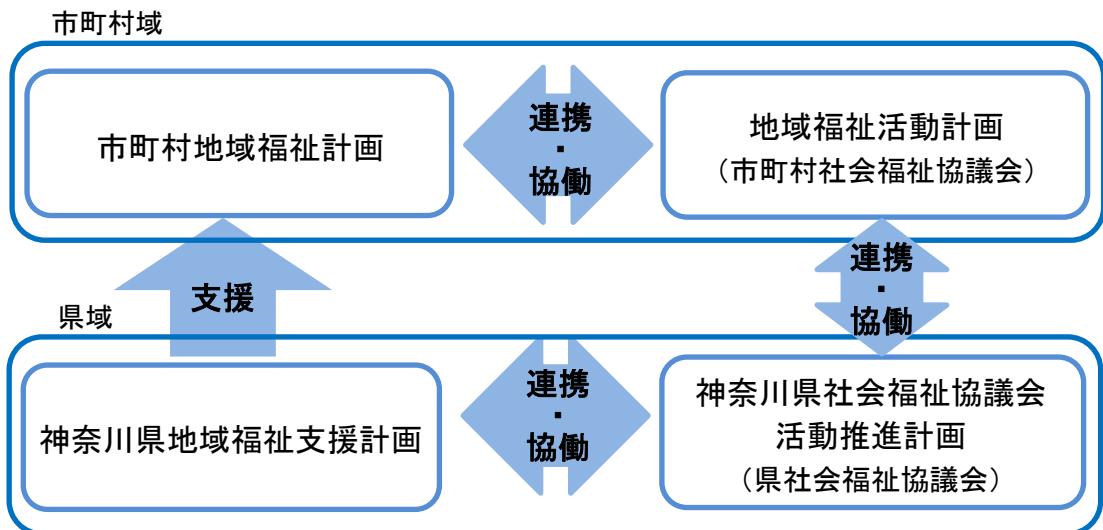
さらに、県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の自治体に対する策定支援を行います。

(5) 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に、地域福祉の推進を目的とする団体として位置付けられており、これまでも、地域福祉への住民参加の促進やボランティア活動の振興などの実績を積み重ねています。これからも、地域において一人ひとりが自分らしく生きられる社会をつくるため、また、その推進役として、地域の中で活動を展開している多様な主体との相互協力・合意形成に努め、社会福祉協議会の特性と強みである開拓性・即応性・柔軟性などを活かしながら、県・市町村と協働・連携していくことが期待されます。

神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会は、公民協働による地域福祉の推進を目指す「地域福祉活動計画」の策定を進めています。市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、それぞれの市町村の「地域福祉計画」と、また、神奈川県社会福祉協議会の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（地域福祉活動計画）」は、この「地域福祉支援計画」と連携して実践されていくことが、神奈川における地域福祉の推進の原動力になるものと考えます。

地域福祉（支援）計画と地域福祉活動計画の関係イメージ



3 圏域の設定

県が市町村における地域福祉の推進を支援するに当たり、保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、二次保健医療圏と同一の地域（ただし、川崎市においては、1圏域^(注)）を保健福祉圏域として設定し、圏域内における課題などへの対応について、県及び構成市町村が協調して、社会福祉協議会等と連携の上取り組みます。

保健福祉圏域名	構成市町村
横浜保健福祉圏域	横浜市
川崎保健福祉圏域	川崎市
相模原保健福祉圏域	相模原市
横須賀・三浦保健福祉圏域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央保健福祉圏域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南東部保健福祉圏域	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部保健福祉圏域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西保健福祉圏域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

注 二次保健医療圏では、川崎市は北部・南部の2圏域に分かれています。

みんなで読める

かながわけん
神奈川県

とうじしゃめせん
当事者目線の

しうがいふくしすいしんじょうれい
障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月24日

じょうれい とうふけん しちょうそん たいせつ き
条例は、都道府県や市町村がつくる大切な決まりです

誰もが読めるよう、本条例の「わかりやすい版」を当事者と一緒に考え作成しています。

「第6章 資料」に、条例を掲載しています。

とうじしゃ いっしょ
かんが
当事者と一緒に
考えた!!

第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

1 人口・世帯構造の変化

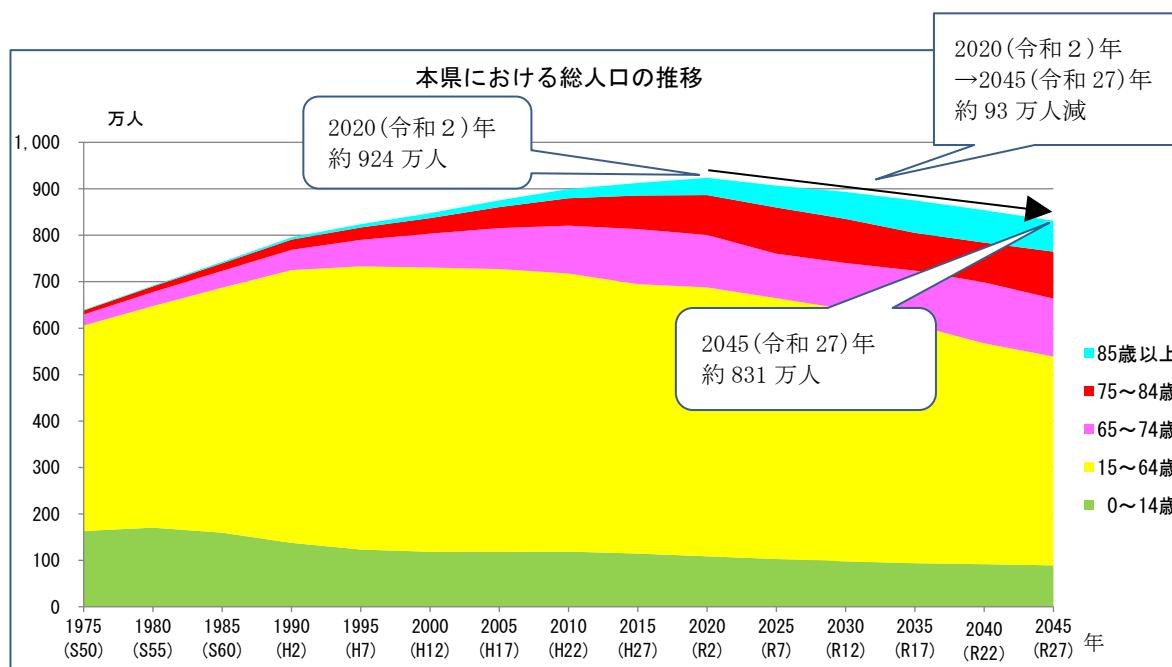
(1) 人口減少と少子化・高齢化

本県における総人口は、2020（令和2）年に約924万人ですが、2021（令和3）年には調査開始以来初めての減少に転じており、今後も減少していくと予測されています。

また、人口推計を年齢構成別にみると、年少人口（0～14歳）は、2045（令和27）年には、2020（令和2）年から約18%（19万5千人）減少し、生産年齢人口（15～64歳）も約22%（129万1千人）減少するものと見込まれる一方で、老年人口（65歳以上）は、約24%（56万2千人）増加すると見込まれます。

（単位：千人）

年	1975 (昭和50)	2005 (平成17)	2010 (平成22)	2015 (平成27)	2020 (令和2) (a)	2025 (令和7)	2045 (令和27) (b)	増減数 (b-a=c)	増減率 (c/a)
総人口	6,398	8,792	9,048	9,126	9,237	9,070	8,313	-925	-10.0%
65歳以上 ()：割合	337 (5.3%)	1,480 (16.8%)	1,820 (20.1%)	2,178 (23.9%)	2,361 (25.6%)	2,424 (26.7%)	2,923 (35.2%)	562	23.8%
15～64歳 ()：割合	4,425 (69.2%)	6,088 (69.2%)	5,989 (66.2%)	5,803 (63.6%)	5,790 (62.7%)	5,618 (61.9%)	4,498 (54.1%)	-1,291	-22.3%
0～14歳 ()：割合	1,632 (25.5%)	1,185 (13.5%)	1,188 (13.1%)	1,145 (12.6%)	1,086 (11.8%)	1,028 (11.3%)	891 (10.7%)	-195	-18.0%

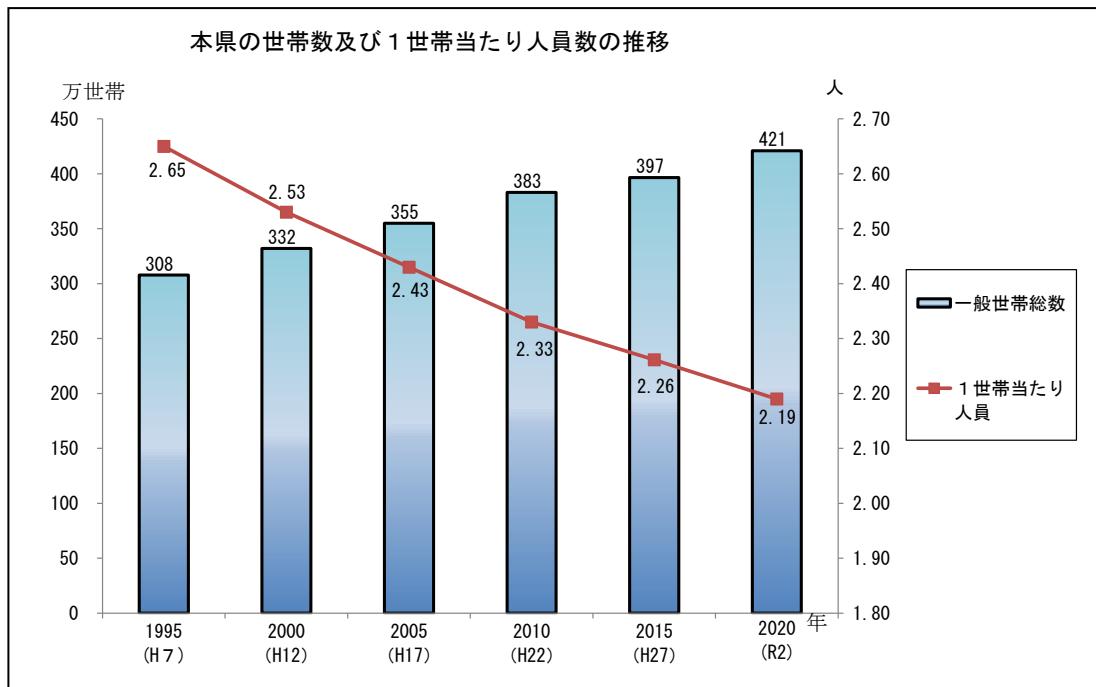


注1 2020（令和2）年までは、国勢調査による。

2 2025（令和7）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。（本県も独自に推計を行っているが、他県との比較等を可能にするため、国立社会保障・人口問題研究所の推計を使用。）

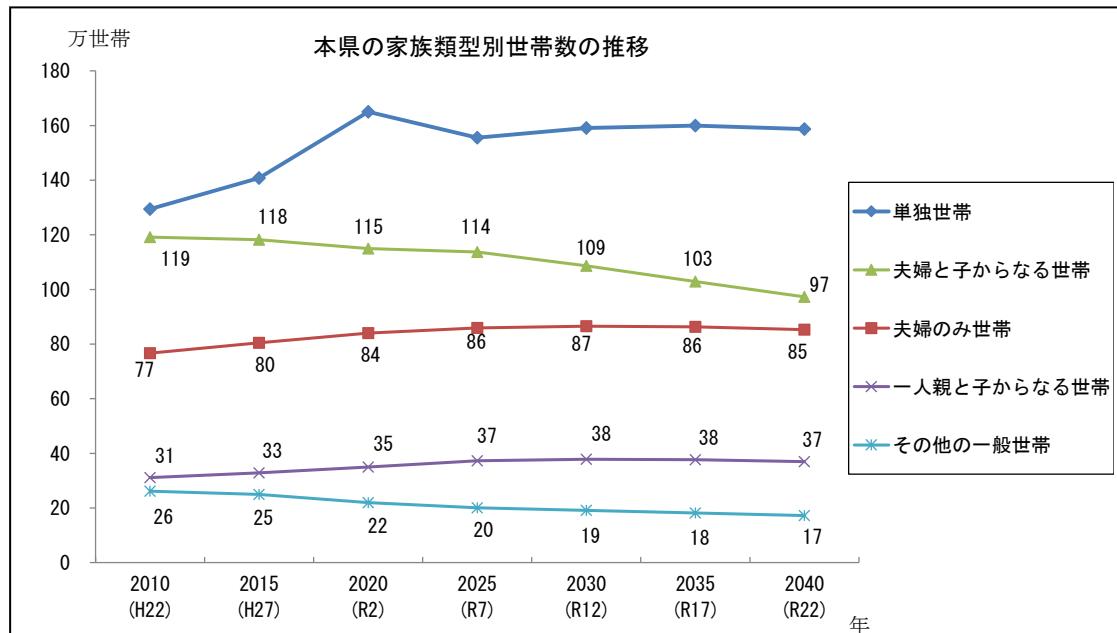
(2) 単独世帯の増加

本県の世帯数は、1995（平成7）年に308万世帯であったところ、2020（令和2）年には421万世帯と増加しています。一方で、1世帯当たりの平均人員数を見ると、1995（平成7）年に2.65人であったところ、2020（令和2）年には2.19人と年々減少しています。



注 国勢調査による。

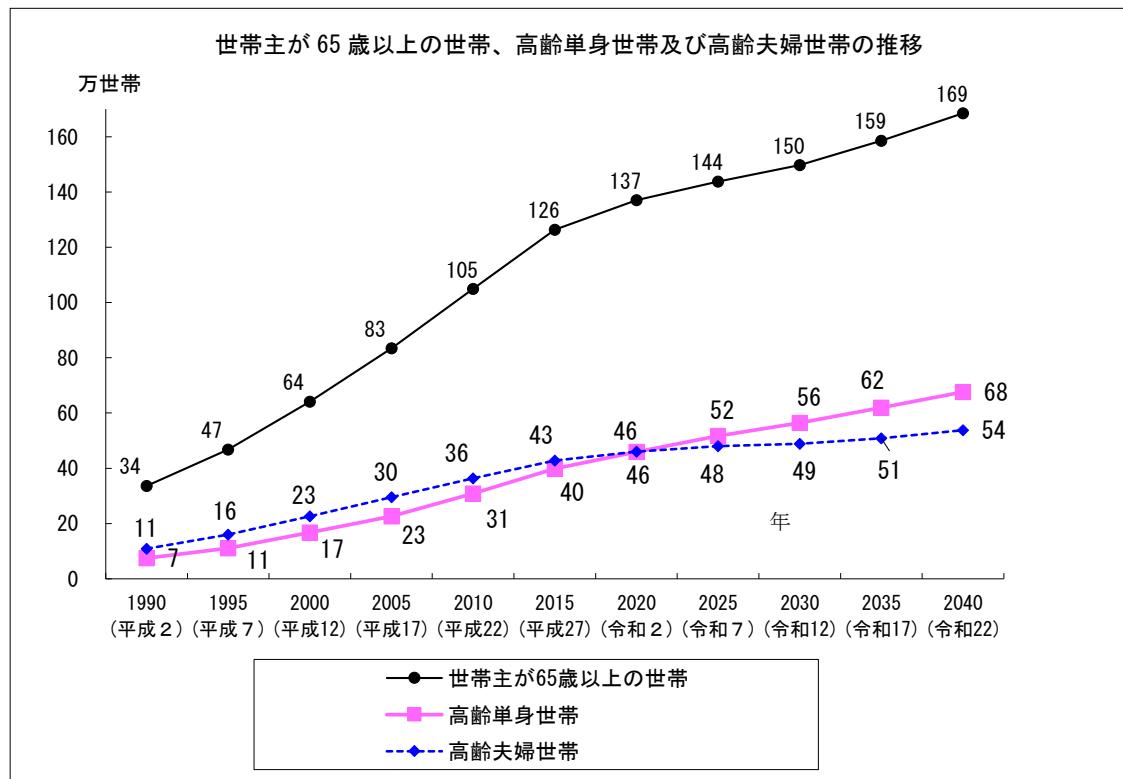
家族類型別にみると、単独世帯が増加傾向にある一方で、夫婦と子からなる世帯は減少傾向が続くと予測されています。



注 2020（令和2）年までは国勢調査により、2025（令和7）年以降は国立社会保障・人口問題研究所による。

高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯も増加傾向にあり、とりわけ高齢単身世帯数は、2040（令和22）年には、2020（令和2）年の約1.5倍となるものと予測されます。

この増加傾向は、他の高齢者世帯（世帯主が65歳以上の世帯：約1.2倍、高齢夫婦世帯：約1.2倍）よりも大幅なものであり、今後、高齢者世帯の単身世帯化が進んでいくものと予測されます。



注1 2020（令和2）年までは、国勢調査による。

2 2025（令和7）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。

3 「世帯主が65歳以上の世帯」には「高齢単身世帯」と「高齢夫婦世帯」を含む。

2020（令和2）年から 2040（令和22）年の伸び	
世帯主が65歳以上の世帯数	約1.2倍
高齢単身世帯数	約1.5倍
高齢夫婦世帯数	約1.2倍

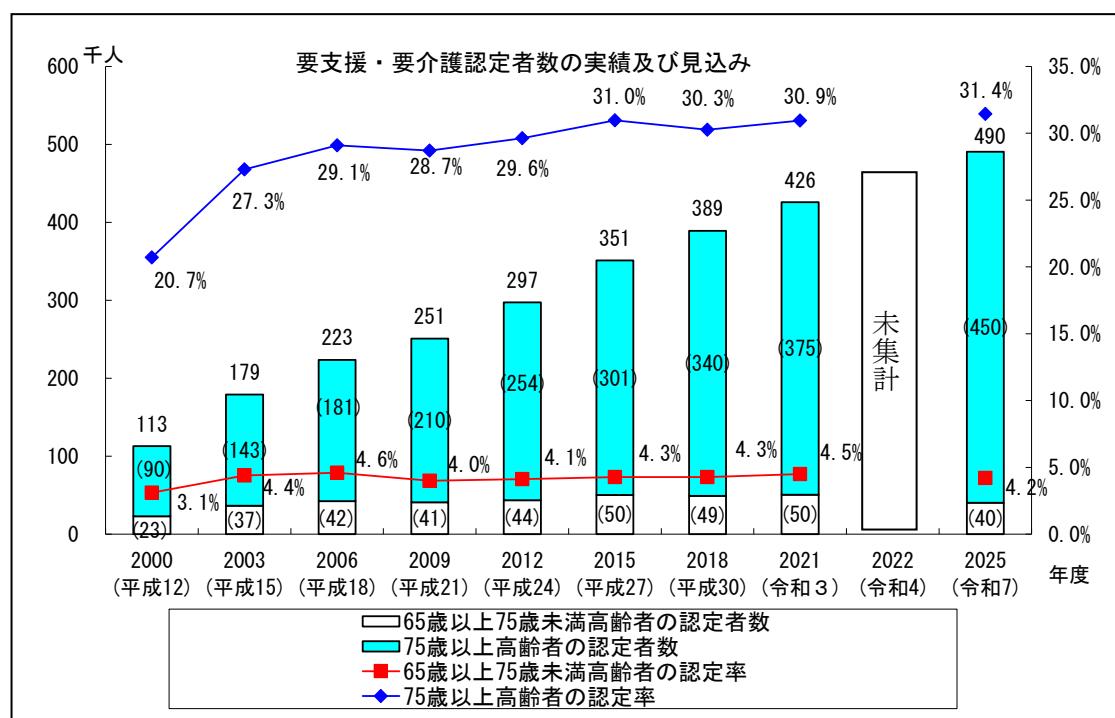
2 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の増加

※2022年度の数値が集計でき次第、更新予定。

高齢者人口の増加に伴い、介護保険における要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、2021（令和3）年度における認定者数（約42万6千人）は、介護保険制度が導入された2000（平成12）年度（約11万3千人）の約3.8倍に増加しています。今後、75歳以上の高齢者の大幅な増加に伴い、さらに増加することが予測されます。

一方、要支援・要介護認定率を見ると、ここ数年、65～74歳で約4%、75歳以上は31%前後で推移しており、このことから、65～74歳のうち9割以上、75歳以上のうち約7割の方は要支援・要介護認定を受けていない状況にあり、元気な高齢者が多くいると推測されます。

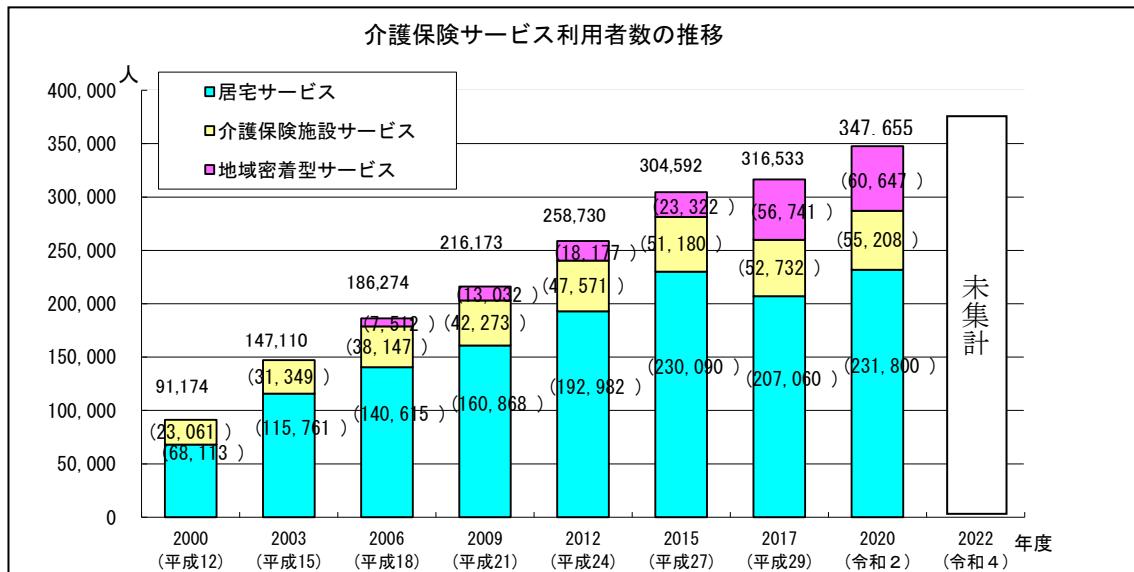


注1 2022（令和4）年度までは、介護保険事業状況報告による。（各年度9月末現在）

2 2025（令和7）年度は、市町村による推計の合計。今後変動することがある。

(2) 介護保険サービス利用者数の増加 ※2022年度の数値が集計でき次第、更新予定。

要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護保険サービス利用者数も増加傾向にあります。2022(令和4)年度の介護保険サービス利用者数は、2000(平成12)年度比で約○.○倍に増加しており、今後も要支援・要介護認定者数の増加に伴い、引き続き増加していくことが見込まれます。



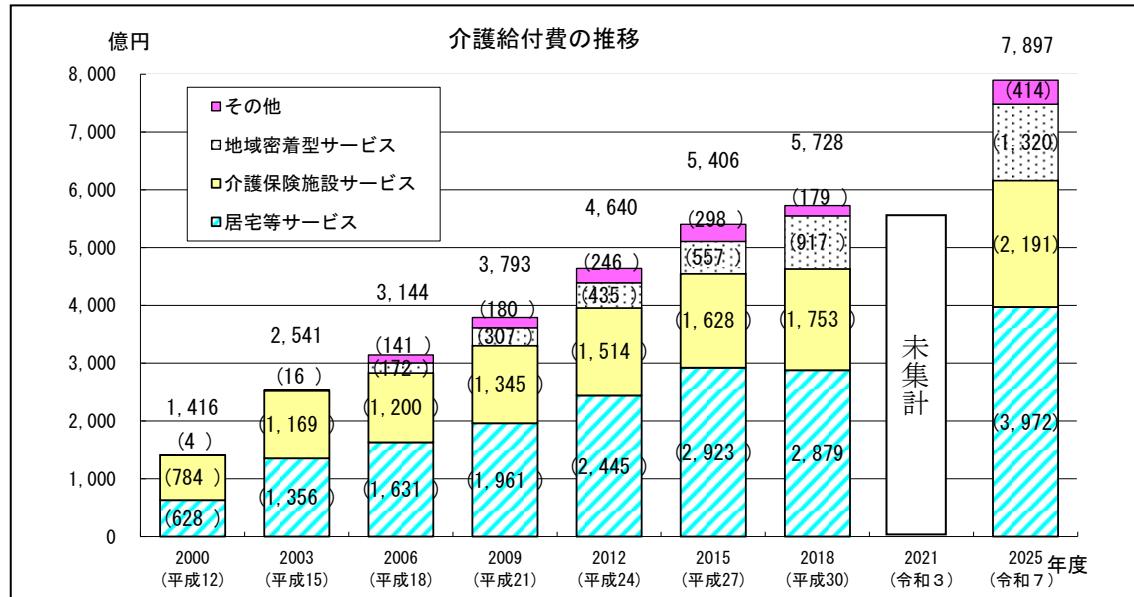
注1 介護保険事業状況報告による。(各年度9月の利用者数)

2 地域密着型サービス及び居宅サービスには、介護予防サービスを含む。

3 介護保険施設サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の計。

(3) 介護給付費の増加 ※2021年度末の数値が集計でき次第、更新予定。

介護サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費も増加傾向にあります。今後のサービス利用者数の増加の見込みを踏まえると、2025(令和7)年度には2000(平成12)年度より6,481億円の増(約5.6倍)に達することが見込まれます。



注1 2021(令和3)年度までは、介護保険事業状況報告(年報)による。

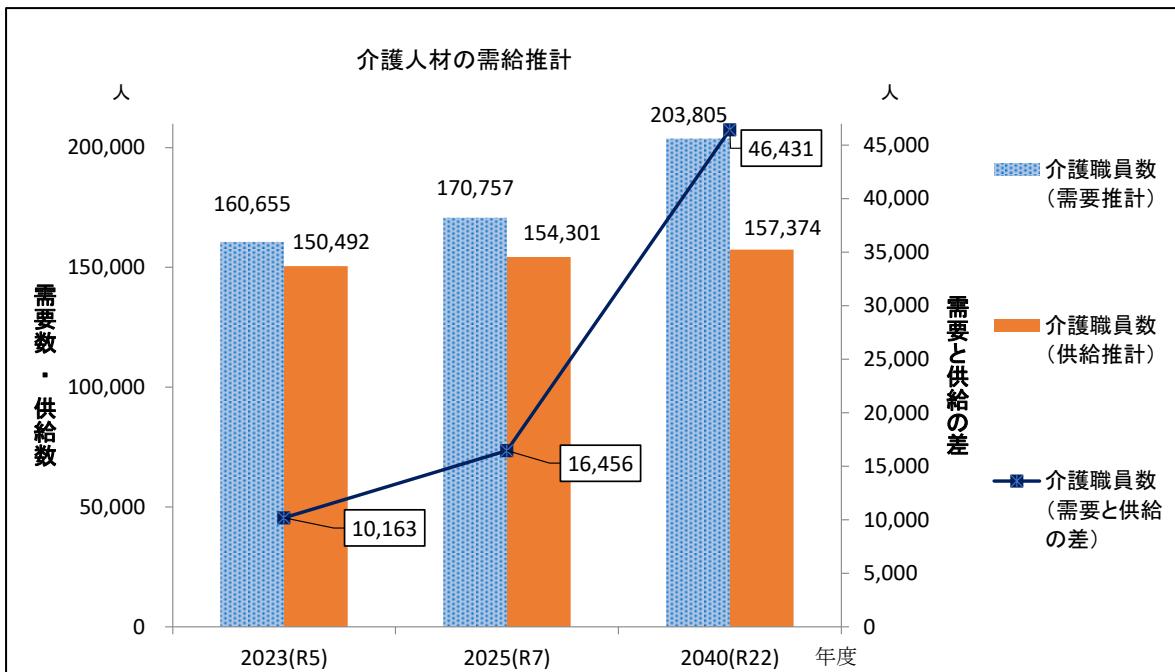
(2000(平成12)年度は、2000(平成12)年4月から2001(平成13)年2月までの11か月分)

2 居宅介護サービスには、地域密着型サービス及び介護予防サービスを含む。

3 「その他」は、高額(医療合算)介護サービス費及び補足給付(食費・居住費)。

(4) 介護人材の需給推計（介護人材の不足）

本県では、今後、高齢者が急増する中で、団塊の世代が75歳になる2025（令和7）年度には16,000人以上の介護職員が不足し、2040（令和22）年度には約46,000人の介護職員が不足することが予測されます。



注 厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」（2021（令和3）年7月9日）による。

(5) 平均寿命と健康寿命

本県の健康寿命は、男性は全国に比べ長く、女性は全国に比べ短い状況です。平均寿命と健康寿命の差=日常生活に制限のある期間は、男女とも全国に比べて長い状況です。

また、健康寿命の参考値としている「自分が健康であると自覚している期間の平均」は、本県は男女ともに全国よりも長くなっています。

平均寿命と健康寿命

(単位：歳)

		男性				女性			
		2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年	2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年
神奈川県	平均寿命	80.36	80.89	81.64	82.07	86.74	87.09	87.47	87.88
	健康寿命	70.90	71.57	72.30	73.15	74.36	74.75	74.64	74.97
	差	9.46	9.32	9.34	8.92	12.38	12.34	12.83	12.91
全国	平均寿命	79.64	80.20	80.98	81.41	86.39	86.61	87.14	87.44
	健康寿命	70.42	71.19	72.14	72.68	73.62	74.21	74.79	75.38
	差	9.22	9.01	8.84	8.73	12.77	12.40	12.34	12.06

自分が健康であると自覚している期間 (単位：歳)

	男性				女性			
	2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年	2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年
神奈川県	70.85	72.25	73.08	73.96	74.12	75.76	75.93	76.52
全国	69.90	71.19	72.31	73.15	73.32	74.72	75.58	76.47
差	0.95	1.06	0.77	0.81	0.80	1.04	0.35	0.05

注1 2010 (H22) 年 2019 (R 元) 年の数値は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」による。

2 2016 (H28) 年の数値は、国民生活基礎調査が熊本地震により熊本県を調査していないため、熊本県が含まれていない。

(6) 地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センター^(※)は、高齢者をはじめとする地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、市町村において、将来的には中学校区ごとに1か所設置することを目指しつつ、地域の実情に応じた整備を行っているところです。

2022(令和4)年4月1日現在の設置数は371か所となっていますが、これは、県内平均で、センター1か所当たりの65歳以上人口が約6,300人、中学校区ごとの設置目標に対する進捗率が91.8%という状況となっています。

地域包括支援センター設置数の状況

センター設置数 (a)	65歳以上人口 (b)	センター1か所当たりの65歳以上人口 (b)/(a)	(参考)	
			中学校区 (c)	センター設置率 (a)/(c)
371 か所	2,337,649 人	6,300.9 人	404	91.8%

注1 県福祉子どもみらい局調べ。(2022(令和4)年4月1日現在)

2 センター設置数は、ブランチ・サブセンターを除く。

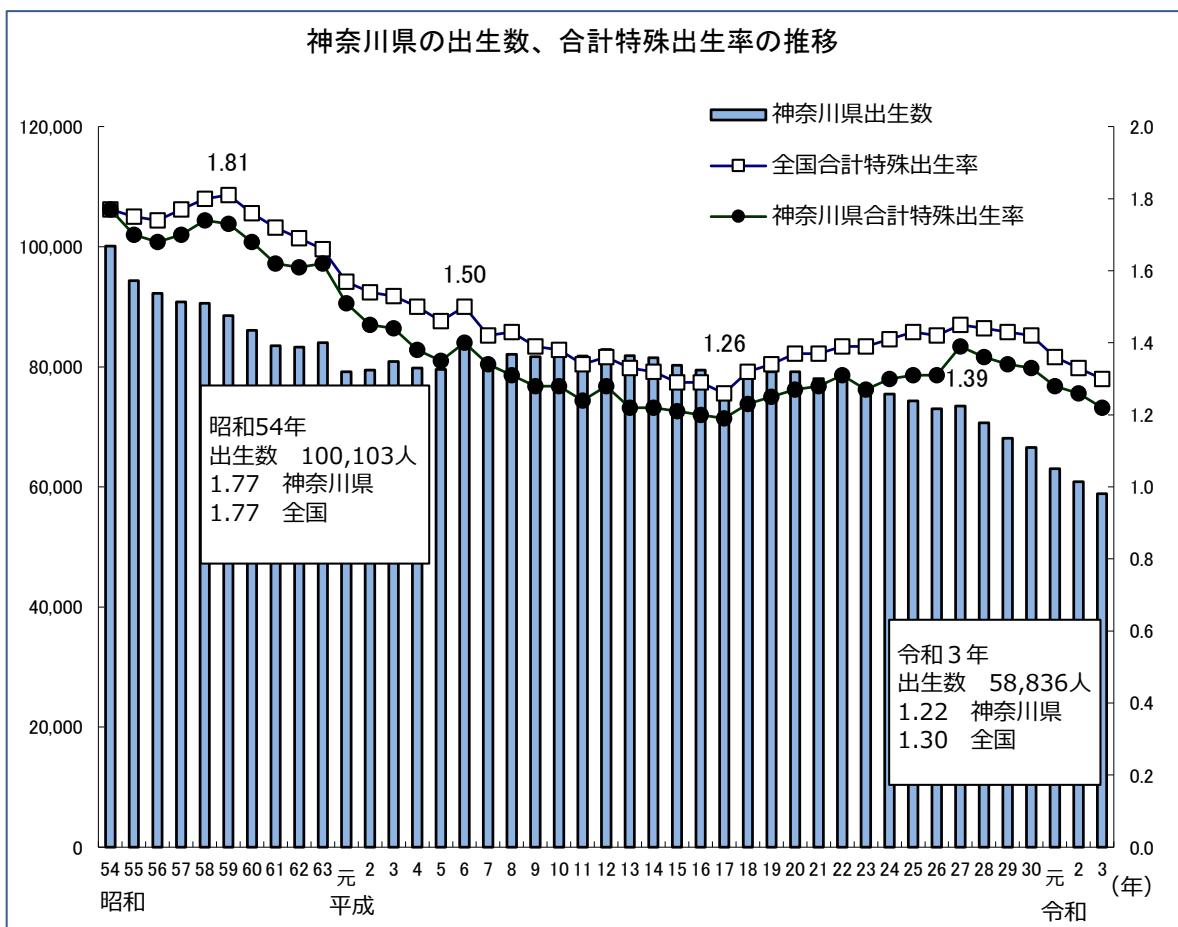
3 65歳以上人口は介護保険事業状況報告(2022(令和4)年3月末)による。

4 中学校区の数は、2022(令和4)年4月1日現在。(分校を除く)

3 子どもを取り巻く状況

(1) 本県の出生数の減少

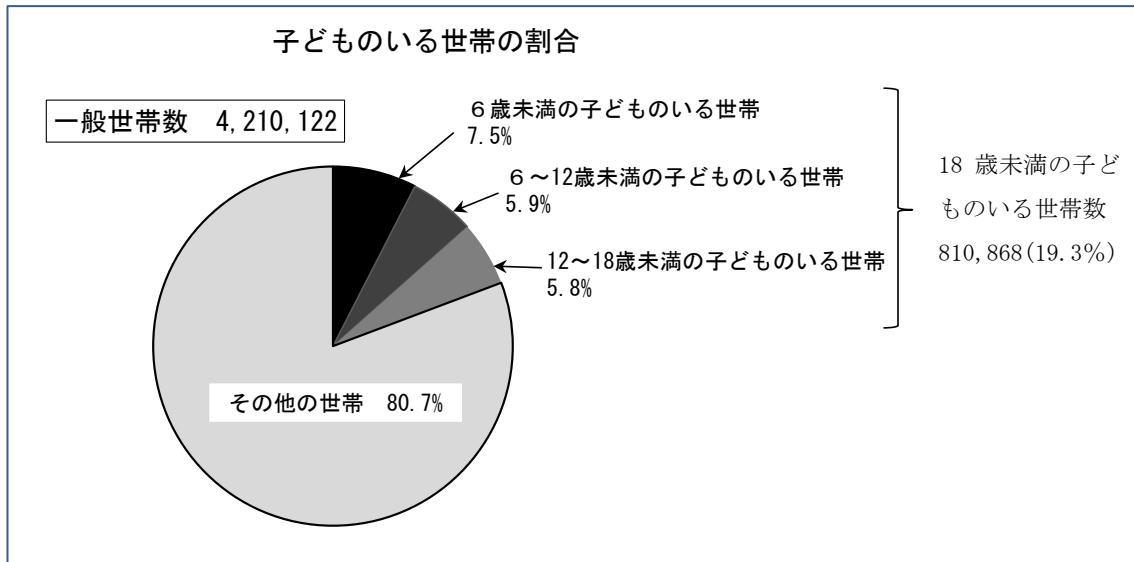
本県の出生数は、1979（昭和 54）年に 10 万人でしたが、非婚化や晩婚化等により徐々に減少し、2021（令和 3）年には 6 万人を下回っています。また、2021（令和 3）年は、1 人の女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、1.22 となり、依然として全国の合計特殊出生率よりも低い状況が続いています。



注 厚生労働省の「人口動態統計」による。

(2) 子どものいる世帯の割合

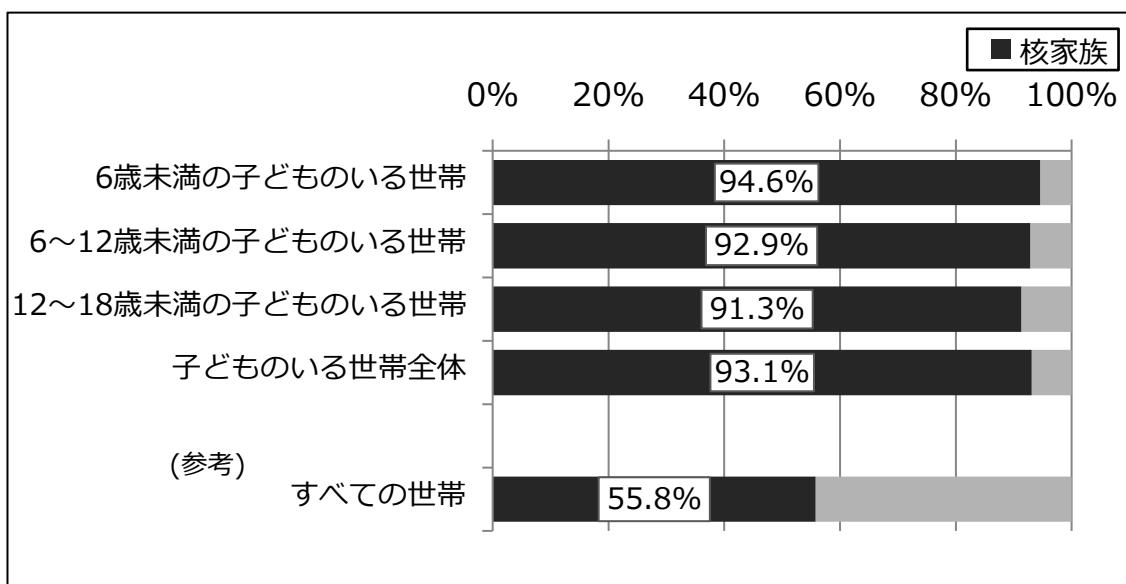
2020（令和2）年の国勢調査によると、本県の一般世帯数は約421万世帯で、うち6歳未満の子どものいる世帯は約31万7千世帯（7.5%）、6～12歳未満の子どものいる世帯は約24万9千世帯（5.9%）、12～18歳未満の子どものいる世帯は約24万5千世帯（5.8%）となっており、18歳未満の子どものいる世帯は一般世帯の約19%となっています。



注 2020（令和2）年国勢調査による。

(3) 核家族の割合

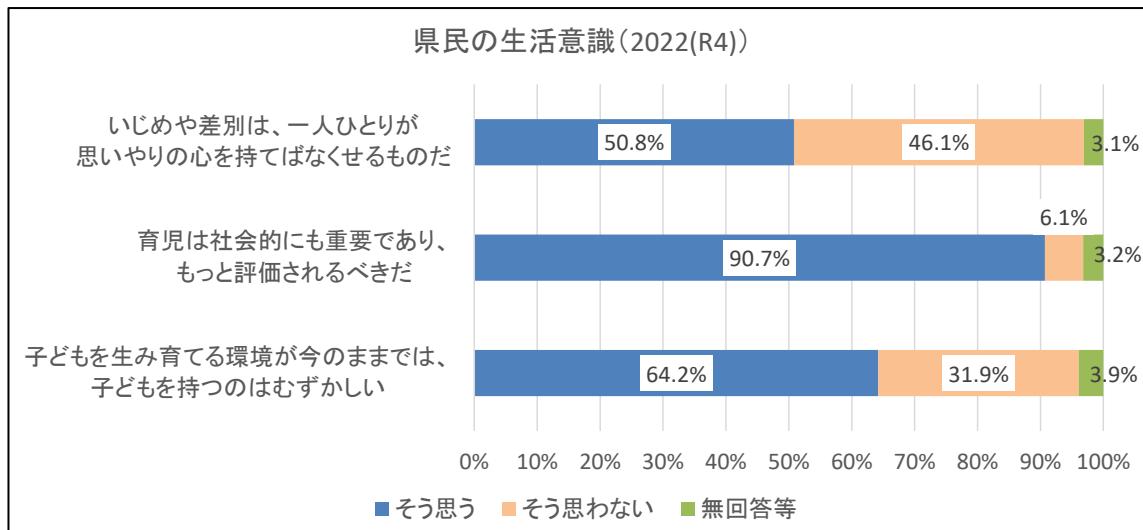
2020（令和2）年の国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯のうち核家族の割合は94.6%、6歳から12歳未満の子どものいる世帯では92.9%、12歳から18歳未満の子どものいる世帯では91.3%と、子どものいる世帯の核家族の割合（93.1%）は、一般世帯の核家族の割合（55.8%）より高くなっています。



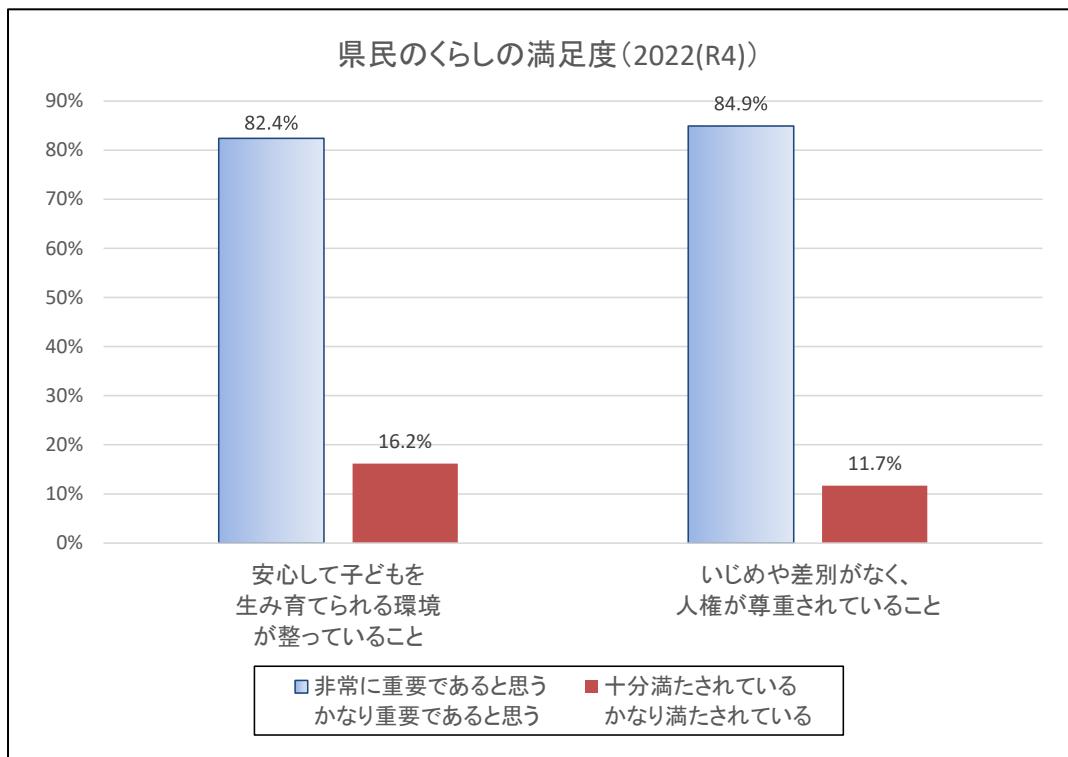
注 2020（令和2）年国勢調査による。

(4) 子育てをめぐる県民の意識（子育て環境への不満）

2022（令和4）年県民ニーズ調査結果による県民の生活意識やくらしの満足度では、「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきである。」と考える県民が9割を超えています。また、「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」を重要だと答えた県民が82.4%に対し、満たされていると感じている県民は16.2%となっています。



注 2022（令和4）年県民ニーズ調査による。



注 2022（令和4）年県民ニーズ調査による。

(5) ひとり親家庭の状況

本県のひとり親世帯は、2010（平成22）年の50,959世帯から、2015（平成27）年に49,720世帯に減少し、2020（令和2）年には43,238世帯に減少しています。また、母子世帯、父子世帯ともに減少傾向となっています。

ひとり親世帯の推移

区分	2010(平成22)年調査		2015(平成27)年調査		2020(令和2)年調査	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県
一般世帯	51,842,307	3,830,111	53,331,797	3,965,190	55,704,949	4,210,122
ひとり親世帯	844,661 (1.6%)	50,959 (1.3%)	838,727 (1.6%)	49,720 (1.3%)	721,290 (1.3%)	43,238 (1.0%)
母子世帯	755,972 (1.5%)	44,412 (1.2%)	754,724 (1.4%)	44,040 (1.1%)	646,809 (1.2%)	38,079 (0.9%)
父子世帯	88,689 (0.2%)	6,547 (0.2%)	84,003 (0.2%)	5,680 (0.1%)	74,481 (0.1%)	5,159 (0.1%)

注 国勢調査による。

(6) 母子世帯の低所得【全国】

2018（平成30）年の一世帯当たりの平均総所得は、児童のいる世帯で745.9万円、母子世帯で306.0万円となっており、2020（令和2）年は、児童のいる世帯で813.5万円、母子世帯で369.8万円となっています。いずれも増加しているものの、依然として児童のいる世帯に比べ、母子世帯の総所得が低い水準となっています。

母子世帯の所得の状況（全国） （1世帯当たり平均所得金額 単位：万円）

	総所得		稼働所得		その他所得	
	2018 (H30)年	2020 (R2)年	2018 (H30)年	2020 (R2)年	2018 (H30)年	2020 (R2)年
全世帯	552.3	564.3	410.3	402.2	142.0	162.2
児童のいる世帯	745.9	813.5	686.8	733.4	59.1	80.1
母子世帯	306.0	369.8	231.1	282.9	74.9	86.9

注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 その他所得：「公的年金・恩給」「財産所得」「年金以外の社会保障給付金」「仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得」。

3 児童：18歳未満の未婚の者。

4 母子世帯：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女性（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

(7) 子どもの貧困率の推移【全国】(ひとり親世帯の高い貧困率)

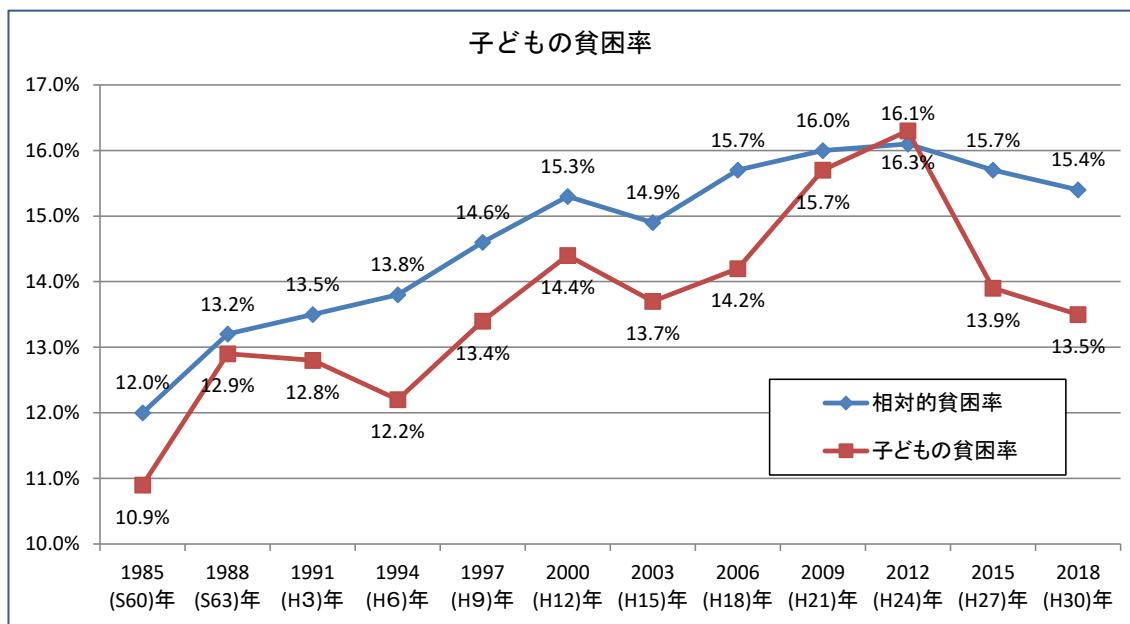
厚生労働省の調査によると、2018(平成30)年の日本の子どもの貧困率は13.5%となっており、2015(平成27)年に比べ下がっています。しかし、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)では、大人が2人以上の世帯の場合の相対的な貧困率が10%程度であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は48.1%と依然高い水準にあります。このことから、特にひとり親世帯は、就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

貧困率の状況(全国)

	1997 (H9)年	2000 (H12)年	2003 (H15)年	2006 (H18)年	2009 (H21)年	2012 (H24)年	2015 (H27)年	2018 (H30)年
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	13.4%	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%
大人が1人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%
大人が2人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%
貧困線	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円

注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分



注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。

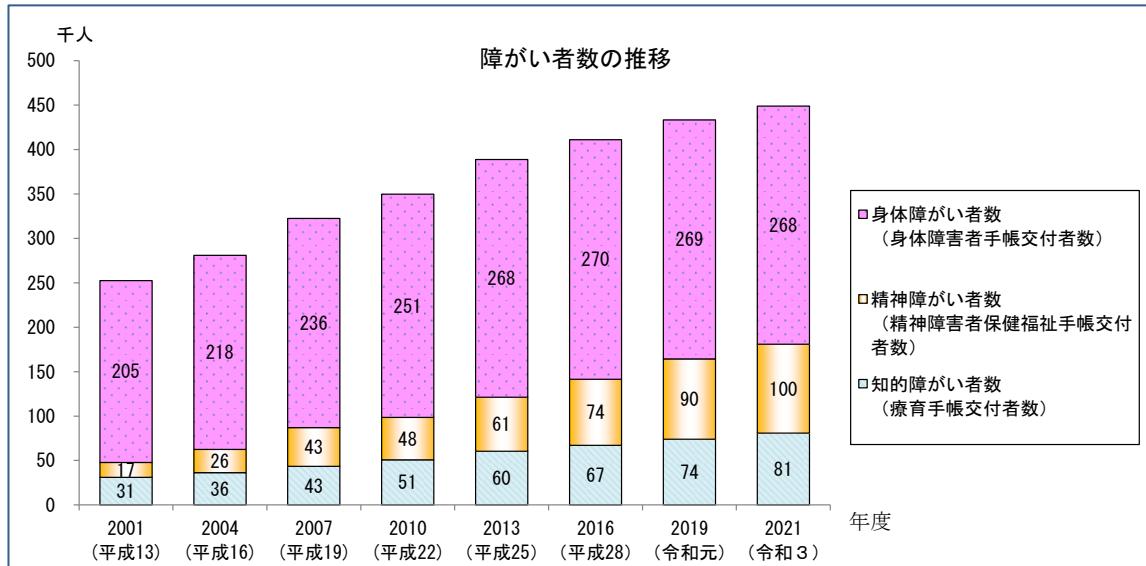
4 相対的貧困率：貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない世帯員の割合

5 子ども：17歳以下の者をいう。

4 障がい者の状況

(1) 障がい者の増加

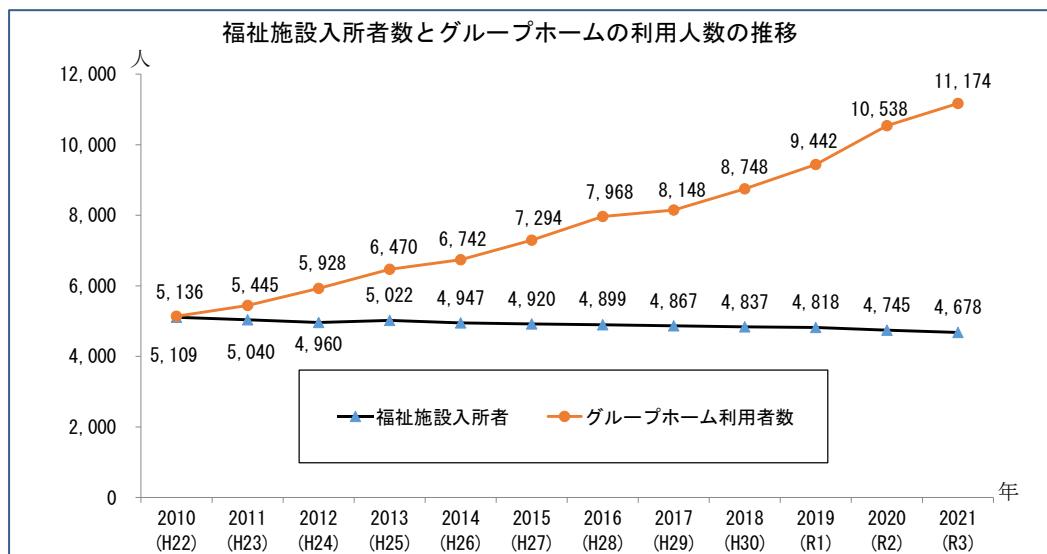
障がい者数は年々増加し、2021（令和3）年度には、身体障がい者が26万8千人、精神障がい者が10万人、知的障がい児者が8万1千人となっており、県民総数（923万2千人：2022（令和4）年4月1日現在）に占める割合は約4.9%（44万9千人）となっています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月末日現在）

(2) 障がい者の地域生活移行

障がい者が地域で生活する場の一つであるグループホーム（共同生活援助事業所）の利用者数は2010（平成22）年に5,136人で、2021（令和3）年には11,174人と約2.2倍に増えています。また、福祉施設入所者数は徐々に減少しています。



注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 福祉施設入所者数、2010（平成22）～2013（平成25）年までは10月1日時点、2015（平成27）年以降は年度末時点。

3 グループホームは各年度の利用実績。

4 福祉施設：障がい者の入所施設のうち、一般に長期入所が常態化している利用者が少ない旧身体障害者更生施設や旧精神障害者生活訓練施設は、原則として除外したもの。（2011（平成23）年6月30日障害保健福祉関係主管課長会議資料）

5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況

(1) 高齢者虐待の状況 ※2021年度の集計を公表次第、更新予定。

2020(令和2)年度に虐待の事実が認められた件数は961件あり、その大半(909件)が「家族等の養護者による虐待」となっています。

また、虐待の内容をみると、身体的虐待や心理的虐待が多い状況となっています。

さらに、「家族等の養護者による虐待」における虐待者をみると、息子(420人)が最も多く、次いで夫(217人)、娘(186人)の順となっています。

高齢者虐待件数の推移

区分	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
養介護施設従事者等 による虐待	29件	52件	50件	52件	件
家族等の養護者によ る虐待	1,082件	878件	871件	909件	件

注 県福祉子どもみらい局調べ。(市町村への相談通報件数のうち、虐待の事実が認められた件数を計上)

高齢者虐待の内容 (2020 (R2) 年度 : 重複計上)

区分	養介護施設従事者等による虐待	家族等の養護者による虐待
身体的虐待	55人	653人
心理的虐待	24人	387人
介護等放棄(エグレクト)	17人	220人
性的虐待	5人	5人
経済的虐待	1人	135人

注 県福祉子どもみらい局調べ。

「家族等の養護者による虐待」における虐待者の状況 (2020 (R2) 年度 : 重複計上)

虐待者	人数	割合 (注)
息子	420人	42.3%
夫	217人	21.9%
娘	186人	18.7%
妻	66人	6.6%
孫	26人	2.6%
息子の嫁	19人	1.9%
兄弟姉妹	13人	1.3%
娘の婿	13人	1.3%
その他	33人	3.3%

注 県福祉子どもみらい局調べ。(割合 : 人数／市町村からの虐待報告件数)

(2) 障がい者虐待の状況 ※2021年度の集計を公表次第、更新予定。

2020（令和2）年度に虐待の事実が認められた件数は144件あり、その大半（80件）が「養護者による虐待」となっています。また、虐待の内容をみると、身体的虐待が最も多く（99件）、次いで心理的虐待（41件）、経済的虐待（29件）、放置・放任（ネグレクト）（13件）、性的虐待（10件）の順となっています。

障がい者虐待件数の推移

区分	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
養護者による虐待	93件	100件	97件	80件	件
障害者福祉施設従事者等による虐待	32件	25件	32件	44件	件
使用者による虐待	16件	21件	16件	20件	件

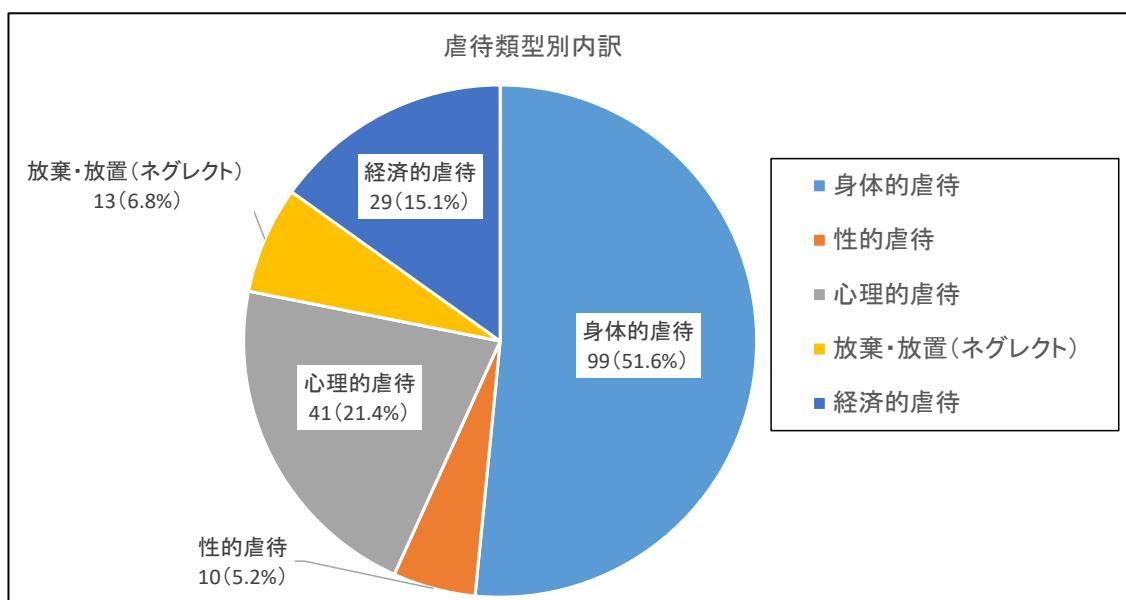
注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上。

障がい者虐待の内容（2020（R2）年度：重複計上）

区分	養護者による虐待 割合（注）	障害者福祉施設従事者等による虐待 割合（注）		使用者による虐待 割合（注）	
		割合（注）	割合（注）	割合（注）	割合（注）
身体的虐待	60件 56.1%	38件 59.4%	1件 4.8%		
性的虐待	3件 2.8%	7件 10.9%	0件 0.0%		
心理的虐待	27件 25.2%	13件 20.3%	1件 4.8%		
放置・放任（ネグレクト）	10件 9.3%	3件 4.7%	0件 0.0%		
経済的虐待	7件 6.5%	3件 4.7%	19件 90.5%		

注 県福祉子どもみらい局調べ。（割合：件数／虐待件数）



(3) 児童虐待相談の状況（児童虐待相談件数の増加）

2021（令和3）年度の県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は21,654件となっています。また、虐待の内容をみると、心理的虐待（13,298件）が最も多く、次いで身体的虐待（4,458件）、保護の怠惰ないし拒否（3,650件）、性的虐待（248件）の順となっています。

児童虐待相談対応件数の推移

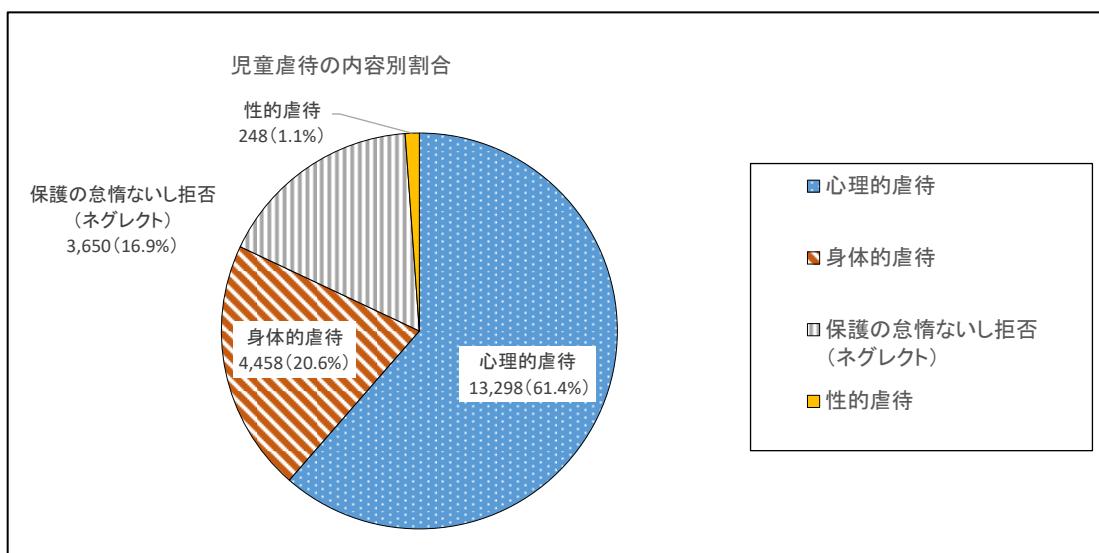
	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
虐待相談対応件数	13,928件	17,272件	20,449件	22,093件	21,654

注 県福祉子どもみらい局調べ。

児童虐待の内容（2021（R3）年度）

区分	件数	割合（注）
心理的虐待	13,298	61.4%
身体的虐待	4,458	20.6%
保護の怠惰ないし拒否 (ネグレクト)	3,650	16.9%
性的虐待	248	1.1%

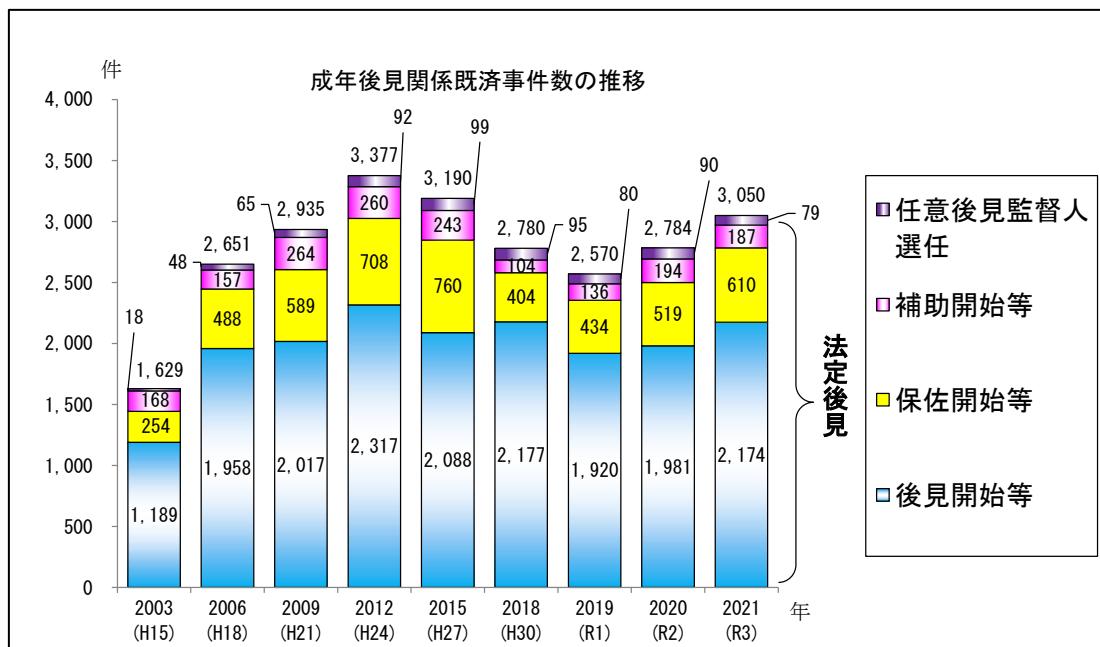
注 県福祉子どもみらい局調べ。（割合：件数／相談対応件数）



(4) 成年後見制度利用状況の推移

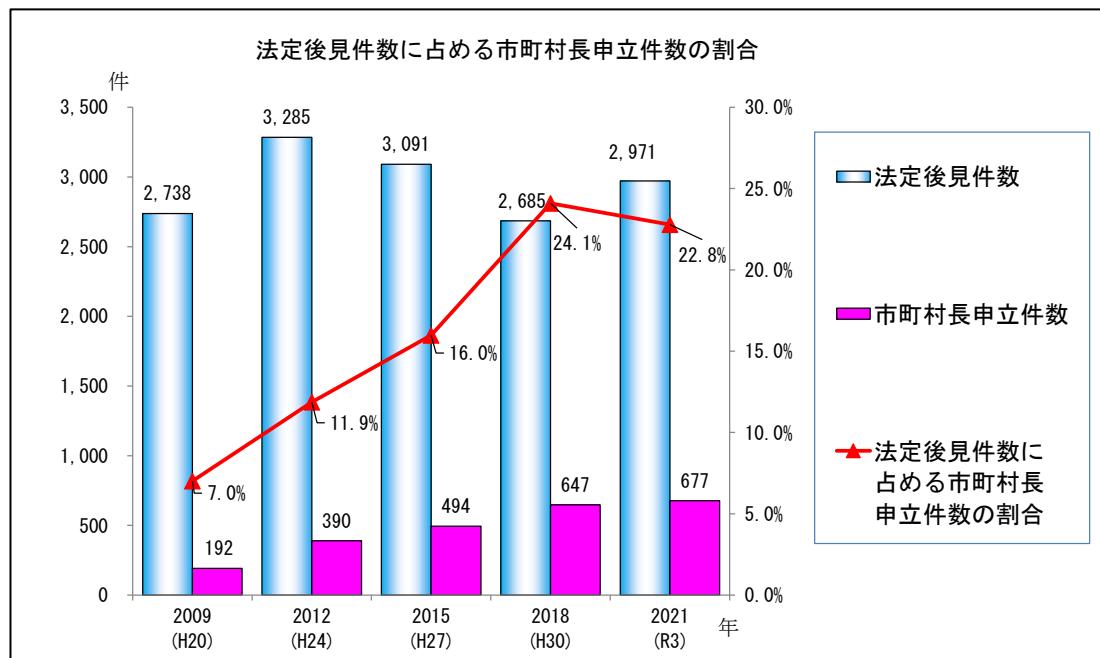
2000（平成12）年4月の成年後見制度^(*)導入以降、成年後見制度の利用状況は増加傾向の後に減少傾向に転じましたが、近年は増加傾向となっており、そのほとんどが法定後見によるものとなっています。

また、身寄りがない、身内から虐待を受けている、親族が協力しない等の理由により申立てをする人がいない方の保護を図る制度である「市町村長申立」件数についても増加しています。



注1 横浜家庭裁判所調べ。（暦年集計）

2 法定後見（後見開始等、保佐開始等及び補助開始等）には取消事件等を含む。



注1 横浜家庭裁判所調べ。（暦年集計）

2 法定後見（後見開始等、保佐開始等及び補助開始等）には取消事件等を含む。

6 生活困窮者等の状況

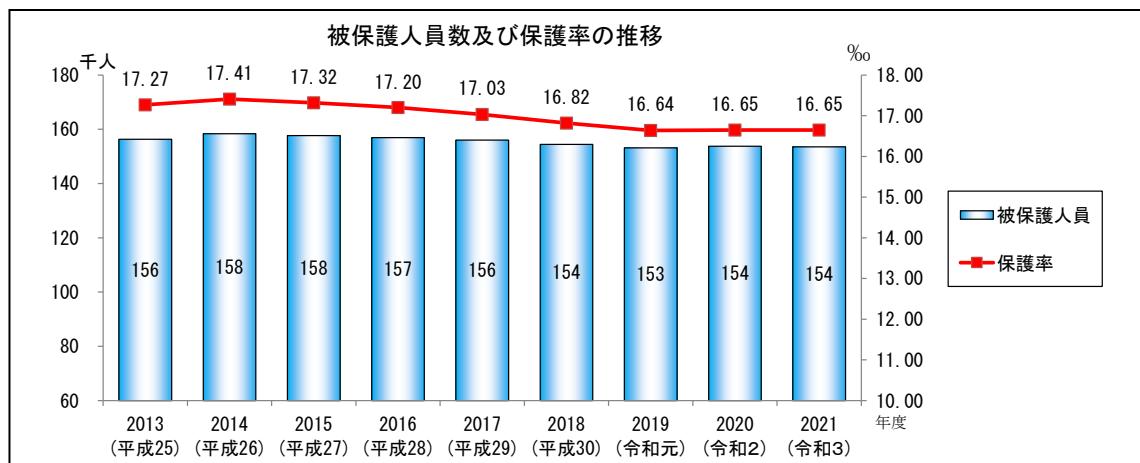
(1) 生活保護受給者数の推移（高齢者の被保護世帯の増加）

被保護世帯数は増加傾向にあり、2021（令和3）年度の被保護世帯数（12万2千世帯）は2013（平成25）年度の約1.07倍に増加しています。とりわけ、高齢者世帯（6万4千世帯）は、被保護世帯数の半数を占めています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月現在。総数には、保護停止中の世帯数を含まない。）

保護率は数年間横ばいであり、保護の種類別扶助人員数の推移をみると、高齢者世帯の増加とあいまって、介護扶助の増加率が高い状況となっています。



注1 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月現在）

2 保護率：県民総数千人当たりの被保護人員数（‰：パーセント）

保護の種類別扶助人員数（重複計上）

区分	2016(H28)年度 (a)	2021(R3)年度 (b)	増加率(b/a)
生活扶助	141,224人	135,836人	96.2%
医療扶助	136,529人	132,176人	96.8%
住宅扶助	142,265人	138,732人	97.5%
介護扶助	24,197人	29,829人	123.3%
その他の扶助	17,325人	12,453人	71.9%

注1 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月現在。人員数は重複計上）

2 「その他の扶助」は、教育扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の合計。

(2) 生活困窮者自立支援制度における支援状況

※2021年調査の結果が公表され次第、更新予定。

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和2）年の新規相談受付件数及びプラン作成件数は県内、全国ともに急増しています。

また、2020年（令和2）年の就労者数は県内、全国ともに減少しています。

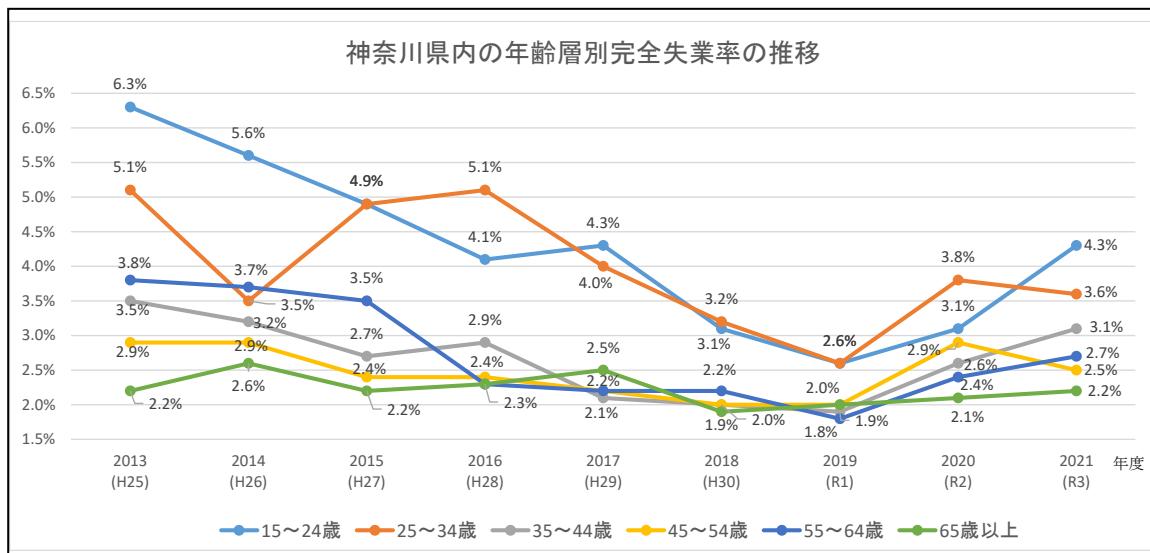
生活困窮者自立支援制度における支援状況

年度	新規相談受付件数(件)			プラン作成件数(件)			就労者数(人)		
	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
県内	17,198	57,811	未 公 表	6,288	20,032	未 公 表	2,022	1,449	未 公 表
	前年度比 増減	1,540		475	13,744		210	-573	
全国	248,398	786,163		79,429	139,060		25,212	20,659	
	前年度比 増減	10,733		2,164	59,631		211	-4,553	

注 厚生労働省の「生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計」による。

(3) 県内の完全失業率

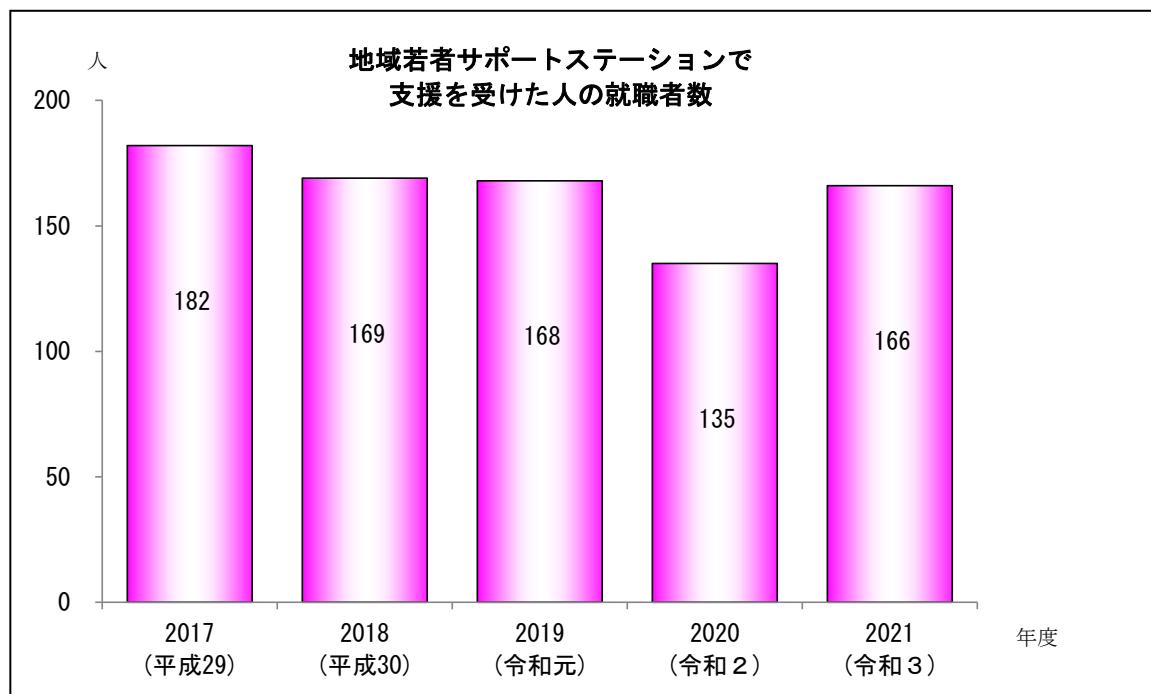
2021（令和3）年度の県内の完全失業率は3.0%であり、年齢層別にみると、15～24歳が4.3%と最も高く、次いで25～34歳が3.6%となっており、他の年齢層に比べて高くなっています。



注 県統計センター「神奈川県労働力調査結果報告」による。

(4) 県が設置する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就労者数

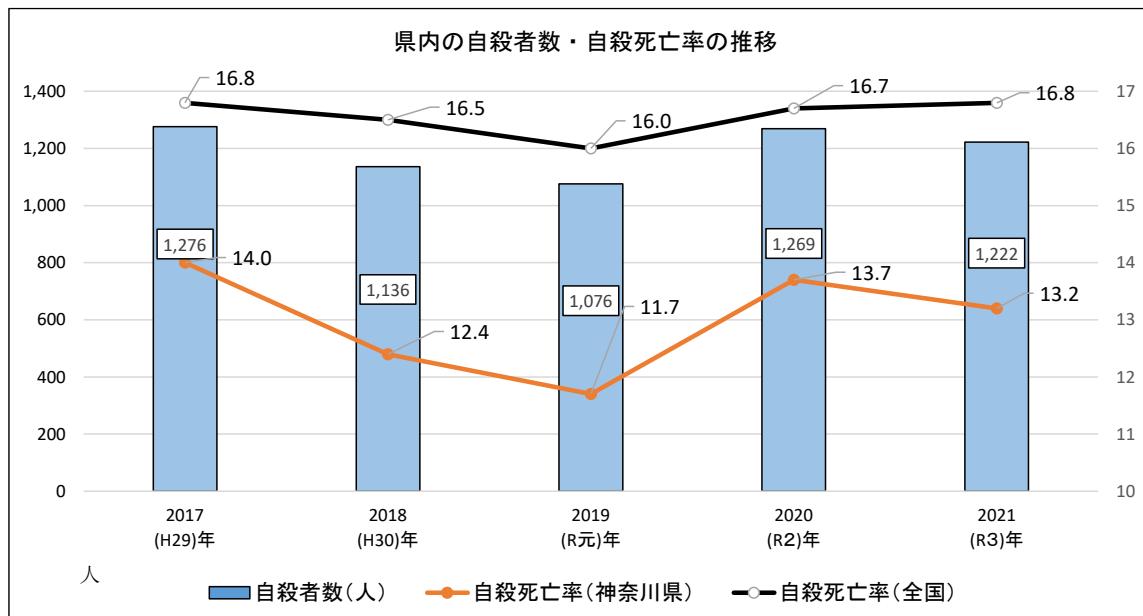
若者の職業的自立を目的に設置する「地域若者サポートステーション」で支援を受けた人の就職者数は、2017（平成29）年度は182人でしたが、2020（令和2）年度は135人、2021（令和3）年度は166人となっています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。

(5) 県内の自殺者数・自殺死亡率の推移

県内で自殺により亡くなった人数は、2019（令和元）年まで2年連続で減少していましたが、2020（令和2）年は全国と同様に増加に転じており、新型コロナウイルス感染症の影響がうかがえます。人口10万人当たりの自殺死亡率は、2019（令和元）年に11.7、2020（令和2）年に13.7と全国で一番低くなっています。2021（令和3）年も13.2と石川県と並んで一番低くなっています。

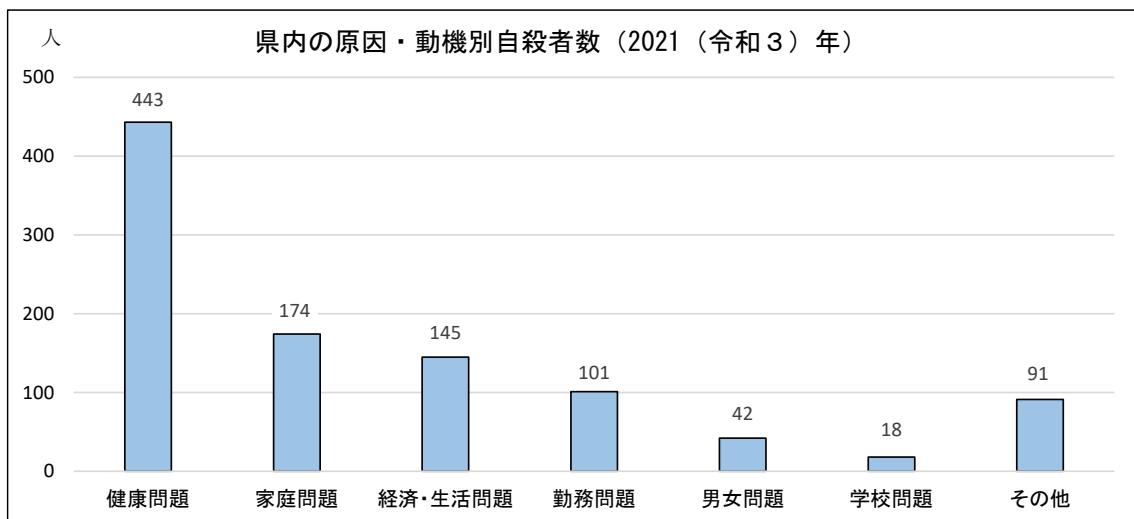


注1 警察庁自殺統計による。

注2 自殺死亡率：人口10万対の率で、人口は、総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づく。

また、原因・動機別にみると、健康問題（身体やこころの病気についての悩み）が最も多く、家庭問題、経済・生活問題（生活苦・失業など）、勤務問題と続いています。

自殺に至る原因・動機については、不詳も多くあり、また、動機は一つではなく、様々な要因が複合的に絡み合っていることが多いと言われています。



注1 警察庁自殺統計による。

注2 原因・動機は3つ以内の複数計上可能であり、合計は自殺者数（実数）とは一致しない。

7 地域における支え合いの状況

(1) 民生委員・児童委員の状況（民生委員・児童委員の欠員数の増加と高齢化）

2022（令和4）年4月1日現在の民生委員・児童委員の状況をみると、定数12,137人に対して現員数11,372人と、充足率は93.7%となってています。また、平均年齢は68.2歳となっており、高齢化が進んでいます。

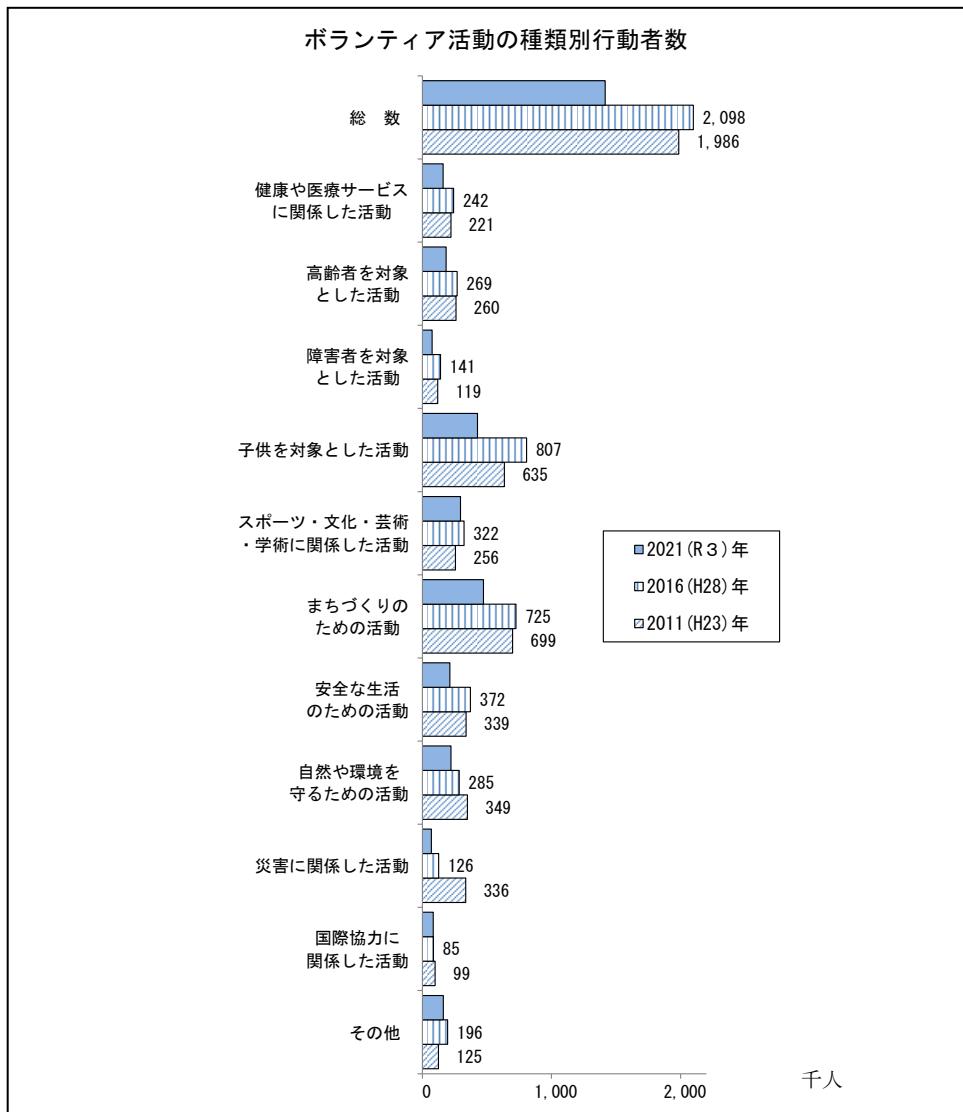
時 点	定数(a)	現員数(b)	欠員数	充足率((b)/(a))	平均年齢
2022(R4)年度	12,137人	11,372人	765人	93.7%	68.2歳
2019(R元)年度	12,038人	11,498人	540人	95.5%	67.1歳
2016(H28)年度	11,830人	11,389人	441人	96.3%	65.8歳

注1 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度4月1日現在。）

2 平均年齢は、指定都市・中核市を除く。

(2) ボランティア活動の状況（ボランティア活動人数の増加）

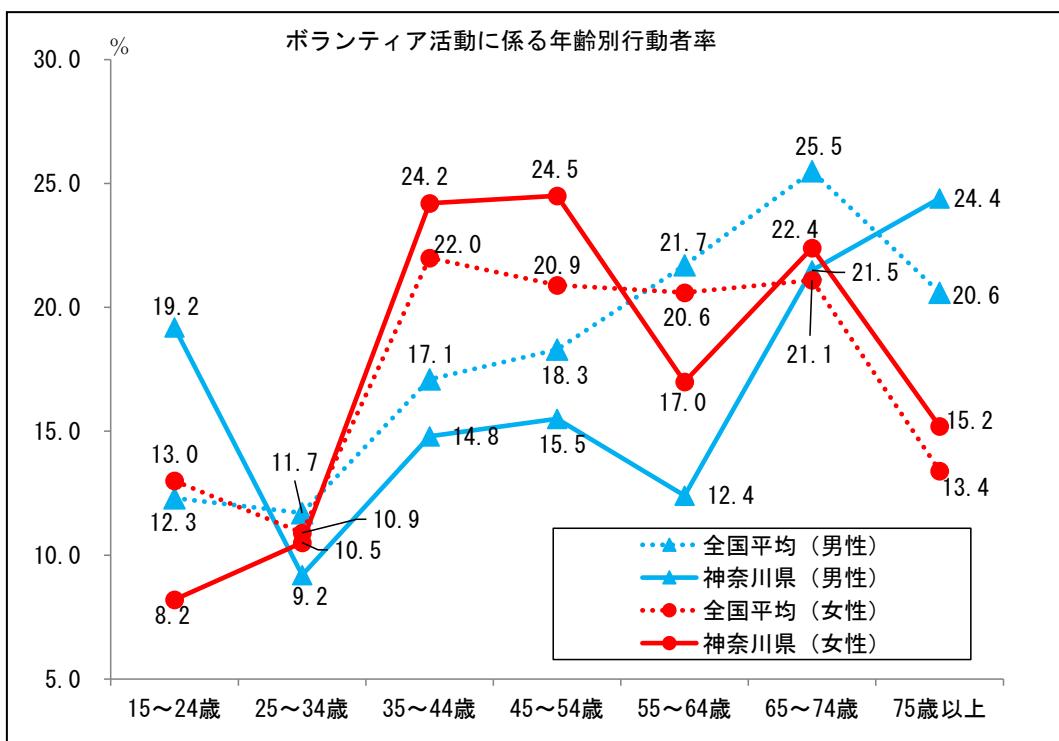
「令和3年社会生活基本調査」によると、1年間に「ボランティア活動」を行った人は141万6千人となっており、5年前より68万2千人減少しています。



注 総務省「社会生活基本調査」による。

男女別にみると、行動者率は男性が16.4%、女性が18.1%となっています。

また、年齢別にみると、男性は15～24歳と75歳以上の割合が、女性は35～54歳と65歳以上の割合がそれぞれ全国平均を上回っています。



注1 総務省「令和3年社会生活基本調査」による。

2 行動者率：10歳以上人口に占める行動者数の割合。

(3) NPO法人の活動状況

NPO法人の認証件数は、2022（令和4）年9月末現在1,476件となっています。

また、認証法人の活動分野をみると、「保健・医療・福祉」分野が最も多く、次いで「子どもの健全育成」、「社会教育」の順となっています。

認証法人の活動分野（上位5位、複数該当）

順位	分野	件数
1位	保健・医療・福祉	818件
2位	子どもの健全育成	615件
3位	社会教育	514件
4位	連絡・助言・援助	498件
5位	学術・文化・芸術・スポーツ	416件

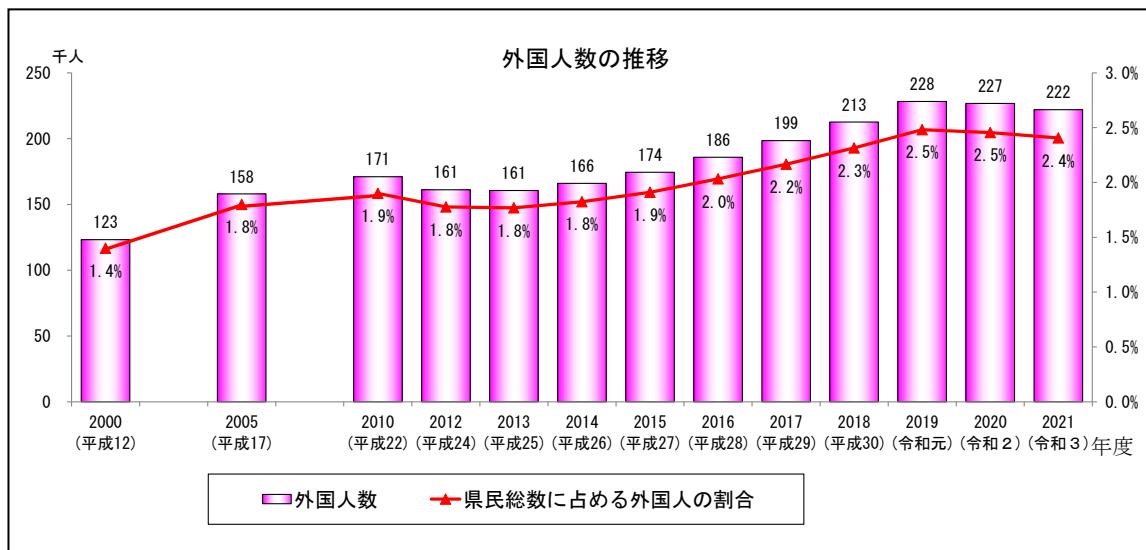
注1 県政策局調べ。（2022（R4）年9月末現在）

2 指定都市を除く。

8 外国人数の状況

県内の外国人数は、2014（平成 26）年度以降、2019（令和元）年度まで増加が続きましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和 2）年度以降ほぼ横ばいとなっています。

また、県民総数に占める割合は、2021（令和 3）年度で 2.4% となっています。



注 1 県国際文化観光局調べ。（2012（平成 24）年度までは 12 月 31 日現在、2013（平成 25）年度以降は 1 月 1 日現在）

2 県民総数は、県政策局調べ。（各年度 1 月 1 日現在）

外国人を国籍（出身地）別にみると、中国籍とベトナム籍の増加が著しく、2021（令和 3）年度と 2000（平成 12）年度を比較すると、中国籍が 2.5 倍、ベトナム籍が 9.2 倍増加しています。

外国人上位 5 国籍（出身地）の推移

順位	2000（平成 12）年度		2021（令和 3）年度	
	国・地域	外国人人数（構成比）	国・地域	外国人人数（構成比）
1 位	韓国・朝鮮	33,453 人 (27.2%)	中国	68,445 人 (30.8%)
2 位	中国	27,389 人 (22.2%)	ベトナム	26,478 人 (11.9%)
3 位	ブラジル	12,565 人 (10.2%)	韓国	26,225 人 (11.8%)
4 位	フィリピン	12,040 人 (9.8%)	フィリピン	22,960 人 (10.3%)
5 位	ペルー	6,920 人 (5.6%)	ブラジル	8,410 人 (3.8%)

注 県国際文化観光局調べ。（2000（平成 12）年度は 12 月 31 日現在、2021（令和 3）年度は 1 月 1 日現在）

9 バリアフリーの街づくり

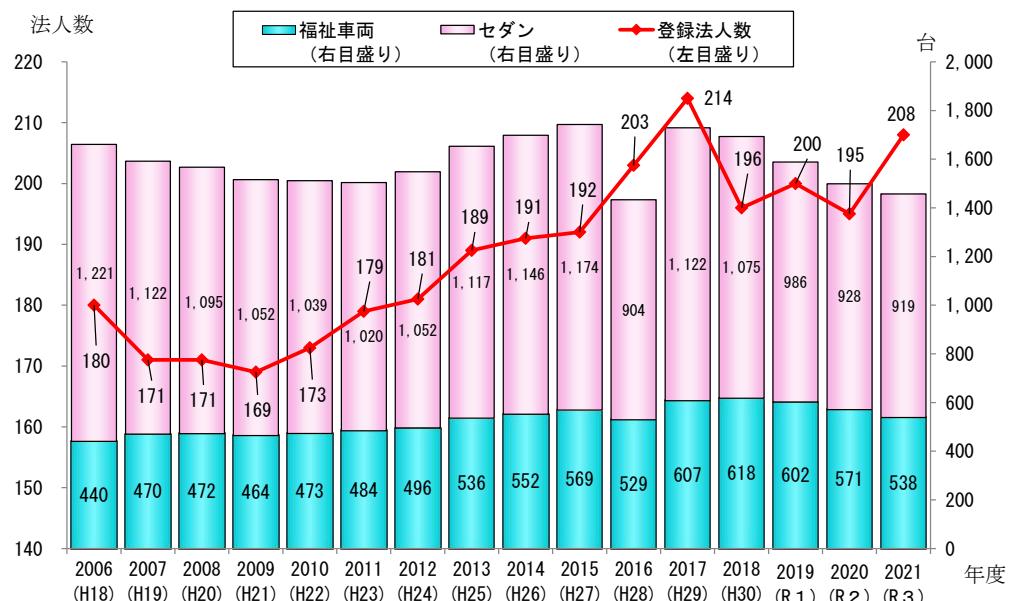
(1) バリアフリーの街づくりに係る状況

県民ニーズ調査において、県民の生活意識について調査したところ、「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」との問い合わせに対し、「そう思わない」と回答した割合は、2016（平成 28）年度は 70.2%、2022（令和 4）年度は 69.5%となっています。

(2) 福祉有償運送の実施状況（福祉有償運送実施団体の増加）

公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者や障がい者等を対象として、N P O 法人等が、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送の登録法人数は、2017（平成 29）年度まで増加傾向にありましたが、2018（平成 30）年度に減少に転じ、以降は 200 前後で推移しています。

福祉有償運送登録法人数及び車両数の推移



注 1 関東運輸局神奈川運輸支局調べ。（2007（H19）年度までは 1 月末日現在、それ以降は 3 月末日現在。）

2 2006（H18）年施行の改正道路運送法により、福祉有償運送制度は許可制から登録制となり、それまで事業所ごとに許可を得ていた法人が法人単位で登録を可能とする等の変更があった。

10 災害対策

(1) 避難行動要支援者名簿の策定の状況（県内市町村）

避難行動要支援者名簿^(※)については、2022（令和4）年4月1日現在、県内全33市町村で作成しています。

(2) 災害時通訳ボランティア登録者数の増加

県では、災害時における外国籍県民等^(※)への通訳ボランティアの登録を行っており、令和3年度時点で231人の登録となっています。

災害時通訳ボランティア登録者数

年度	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
実績	168人	231人	250人	230人	232人	246人	231人

注 県国際文化観光局調べ。

(3) 福祉避難所の指定等状況

災害時に福祉的な配慮を要する人が避難する福祉避難所の指定が県内各市町村で進んでおり、2021（令和3）年12月時点で、指定福祉避難所が103か所、協定福祉避難所が1,184か所確保されています。

年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
指定福祉避難所	111か所	117か所	129か所	127か所	103か所
協定福祉避難所	1,127か所	1,208か所	1,259か所	1,184か所	1,184か所

注 令和元年度までは、県福祉子どもみらい局調べ。

令和2年度以降は、消防庁調べ。

令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正され、指定福祉避難所の公示が規定された。

11 地域福祉に関する制度の主な動向

(1) 介護保険制度

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、2014（平成26）年に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立しました。この改正により、要支援1・2の高齢者に対する訪問介護及び通所介護が予防給付から地域支援事業^(※)に移され、市町村が地域の実情に応じた取組みができるようになりました。また、市町村は在宅医療・介護連携推進事業^(※)や生活支援コーディネーター^(※)の配置に取り組むこととされました。

2017（平成29）年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、新たな介護保険施設^(※)として介護医療院^(※)が創設されたほか、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなるよう、共生型サービスが位置付けられました。また、自立支援・重度化防止に向けて、市町村の保険者機能の強化が求められるようになりました。

2020（令和2）年の改正では、介護人材の不足への対応として、介護人材の確保、資質の向上、業務効率化に関する取組が強化されたほか、利用者の収入に応じた負担額の上限が引き上げられるなど、制度の安定性・持続可能性を確保する対策が講じられています。

なお、介護保険サービスの利用者とサービス給付費の増加に伴い、介護保険料は全国的に増加傾向となっています。

(2) 障がい福祉制度

2006（平成18）年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成23）年に改正された障害者基本法において、障がい者の定義が見直されるとともに、障がいに基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めており、2011（平成23）年の障害者基本法の改正の際、障害者権利条約の趣旨を基本原則として取り込む形で、同法第4条に差別の禁止が規定されました。

この規定を具体化するものとして、障害者差別解消法が2013（平成25）年6月に成立し、その後、2014（平成26）年1月に、障害者権利条約が批准され、2016（平成28）年4月に、障害者差別解消法が施行されました。

また、地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の生活を総合的に支援するため、2013（平成25）年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）が施行されました。さらに、法施行後3年が経過し、種々の見直しが行われました。

具体的には、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われ、これらを盛り込んだ改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法が2018（平成30）年4月に施行されました。

さらに、2022（令和4）年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行され、障がい者による情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通を総合的に推進することとされました。

なお、県では、障がい者の支援に当たって、安全面のみを優先した「支援者目線」の支援から、本人の望みや願いを第一に考える「当事者目線」の支援への大転換を図ることが必要と考えており、2022（令和4）年10月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を公布し、2023（令和5）年4月に施行します。

（3）子ども・子育て支援制度

2012（平成24）年に成立した子ども子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の普及をはじめとする様々な取組みを行うこととされていますが、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する「地域子育て支援拠点」について、NPOなど多様な主体が参画するとともに、高齢者や学生等との世代間交流や、ボランティア、町会・自治会、子育てサークル等との協働など、様々な地域住民・団体との支援・協力関係を構築することとしています。

また、2016（平成28）年に改正された児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが明確となり、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実などが規定されています。すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで、社会による家庭への養育支援の構築が求められ、身近な市區町村における相談体制や児童相談所の専門性の強化などを図ることとされました。

2019（令和元）年10月からは、幼児教育・保育の利用料が無償化されるなど、子育てを社会全体で支える仕組みづくりが進められているほか、2023（令和5）年4月には、こども家庭庁が発足するなど、子育て支援の強化や幅広い課題に取り組むための体制整備が進められています。

（4）生活困窮者自立支援制度

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策（いわゆる「第2のセーフティネット」）の強化を図るため、2013（平成25）年、生活困窮者自立支援法が制定され、2015（平成27）年4月から施行されました。

この制度により、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、任意事業の就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業など、生活困窮者^(*)の自立を促進するための包括的な取組が行われています。

また、2018（平成30）年の法改正では、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化や子どもの学習支援事業の強化などにより、一層の自立の促進を図ることとされました。

(5) 社会福祉法関係

○重層的支援体制整備事業の創設

市町村において、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、2020（令和2）年の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が創設され、2021（令和3）年4月から施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村の任意事業であり、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須となっています。

○社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉法人連携推進法人制度は、2020（令和2）年の社会福祉法改正により、2022（令和4）年4月から施行された制度です。

この新しい制度の目的は、社会福祉法人が社員として半数以上を占める社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）を設立し、社員（社会福祉法人等）である福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等の支援を行うものです。

各社員は、大きな規模となる連携推進法人からの支援を受けて、個々の自主性を保ちながら事業の強化を図ることが可能となります。

連携推進法人は具体的な事業として、以下の業務の全部または一部を選択して実施します。

- ①地域福祉支援業務（地域貢献事業の企画・立案、地域ニーズ調査の実施等）
- ②災害時支援業務（応急物資の備蓄・提供、被災施設利用者の移送 等）
- ③経営支援業務（経営コンサルティング、財務状況の分析・助言 等）
- ④貸付業務（社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け）
- ⑤人材確保等業務（採用・募集の共同実施、人事交流の調整 等）
- ⑥物資等供給業務（紙おむつやマスク等の物資の一括調達、給食の供給 等）

第3章 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系

1 地域福祉をめぐる課題

第2章に示した、本県における地域福祉を取り巻く状況や社会情勢の変化により、以下のとおり地域福祉をめぐる様々な課題が顕在化しています。

- 本県では外国籍県民等^(※)が多いことや、障がい者が年々増加している現状から、広く県民に対し、「互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現」に向けた意識を醸成する必要があります。
- 民生委員・児童委員や自治会等に関わろうとしない人が増加するなど、地域のつながりや支え合いが希薄化する現状から、当事者の目線に立った地域福祉の担い手を育成する必要があります。
- 介護保険サービスの利用者が増える一方、介護職員の大幅な不足が予測されている現状から、福祉介護人材の確保と定着を推進する必要があります。
- 世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化などから、地域における支え合いを一層推進する必要があります。
- 県民ニーズ調査によると、「バリアフリー化により、人にやさしいまちになっている」と感じる県民が約3割に留まることや、高齢者・障がい者が増加している現状から、バリアフリーの街づくりを推進する必要があります。
- 南海トラフ地震や都心南部直下型地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、災害時における避難や避難生活に配慮を要する高齢者や障がい者等が多くいる現状から、災害時における福祉的支援を充実する必要があります。
- 個人や世帯が抱える生活課題が多様化・複雑化していることや、既存の制度の狭間にある課題を抱える方が多くいる現状から、一人ひとりの状況に応じて適切に支援する必要があります。
- 高齢者、障がい者、児童等に対する虐待が多く存在することや、認知症の方が増加していること、またコロナ禍で自殺者が増加していることなどから、当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきと暮らせる取組を充実する必要があります。
- ひとり親世帯における貧困や子どもの貧困、またコロナ禍での生活困窮者の増加などから、生活困窮者等の自立を支援する必要があります。

2 今後取り組むべき重点事項

以上の課題を踏まえ、本計画では、地域福祉の推進に当たり、次に掲げる9つの事項を重点的に取り組むこととします。

- ① 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- ② 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
- ③ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進
- ④ 地域における支え合いの推進
- ⑤ バリアフリーの街づくりの推進
- ⑥ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑦ 一人ひとりの状況に応じた適切な支援
- ⑧ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
- ⑨ 生活困窮者等の自立支援

3 本計画の施策体系

本計画では、第4期計画の「ひとづくり」「地域（まち）づくり」「しくみづくり」の3つの大柱を踏襲したうえで、上記の9つの重点事項を中柱として設定します。

また、23の支援策（小柱）に個別の事業・取組を位置付け、総合的・計画的な地域福祉の推進を図ります。

大柱1 「ひとづくり」

本県では、2016（平成28）年10月に策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえ、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、お互いに尊重し合い、誰もがその人らしく暮らすことができる「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成を進めます。

また、これまで高齢者、障がい者や児童等の当事者の立場に立って進めてきた地域住民による支え合いを促進する人材の育成や地域福祉の中核を担う人材等の育成について、これまで以上に当事者の目線に立った担い手育成を進めます。

さらに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、また、人生100歳時代においても、必要な介護サービスや支援が適切に受けられるよう、福祉介護人材の一層の確保・定着に取り組みます。

大柱2 「地域（まち）づくり」

高齢単身世帯の増加や核家族化の進行を背景に地域のつながりの希薄化が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響により、独居の高齢者、不登校の児童・生徒やひとり親の家庭、また年齢を問わずメンタルヘルスに問題を抱えている方々などの孤独・孤立の問題が一層深刻化しています。

このような状況を踏まえ、地域住民や民間事業者、NPO等を含め、地域における支え合いの推進を図ります。

また、本県ではこれまで、誰もが住みやすい街づくりに取り組んできましたが、県民ニーズ調査の結果からも、引き続きバリアフリーの街づくりに向けて取り組みます。

さらに、南海トラフ地震や都心南部直下型地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、福祉分野と防災分野の垣根を越えて、高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な方々の個別避難計画の作成や福祉避難所の開設運営等について市町村を後押しするとともに、市町村と連携した支援体制を強化するなど、災害時における福祉的支援の充実を図ります。

大柱3 「しくみづくり」

市町村による包括的支援体制^(※)の整備に対する支援に加え、既存の制度や各福祉分野の施策では解決することの難しい、ひきこもりや8050問題、ダブルケアなどの制度の狭間にある課題への対応等、分野を超えた連携により、一人ひとりの状況に応じた適切な支援のしくみづくりを進めます。

また、2022（令和4）年10月制定、2023（令和5）年4月施行の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に対応した取組や実践をはじめ、高齢者や児童等においても当事者の目線に立って個人の尊厳を尊重するとともに、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実を図ります。

さらに、長引くコロナ禍により、生活困窮者の問題も深刻化しており、本県では令和3年11月に「神奈川県生活困窮者対策推進本部」を設置し、全庁体制で生活困窮者の支援に取り組むこととしています。生活困窮者に対する相談体制の確保やより当事者に寄り添った継続的・伴走的な自立支援とともに、学習支援等の子どもの貧困対策を一層推進していきます。

大柱	中柱	支援策（小柱）
1 ひと づ く り	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
		2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成	3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		4 地域福祉の中核を担う人材を育成し、地域への普及・定着を推進します。
		5 行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	6 福祉介護人材を確保します。
		7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。
		8 福祉介護人材の定着を促進します。
2 地 域 （ま ち） づ く り	(1) 地域における支え合いの推進	9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。
		10 民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。
		11 外国籍県民等の暮らしやすさを支援します
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	12 バリアフリーの街づくりを推進します。
		13 情報アクセシビリティの向上を図ります。
	(3) 災害時における福祉的支援の充実	14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。
3 し く み づ く り	(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援	15 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。
		16 制度の狭間にある課題への対応に取り組みます。
		17 課題等を抱える当事者活動を支援します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	18 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。
		19 未病改善の取組など、人生100歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。
		20 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。
	(3) 生活困窮者等の自立支援	21 生活困窮者等の自立を支援します。
		22 子どもの貧困対策を推進します。
		23 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。